

1. 平成25年第3回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

平成25年6月14日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総務部付部長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	野 田 秀 幸
商工観光部長	山 下 正 則	商工観光部付部長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	三 島 哲 也
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	猪 島 敦

国保白鳥病院
事務局 長 藤 代 求

郡 上 市
代表監査委員 齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 池 場 康 晴

議会事務局
議会総務課 長 丸 井 秀 樹

議会事務局
議会総務課 長 補 河 合 保 隆

◎開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。議員各位には、連日の執務、御苦労さまでございます。ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、8番 山田忠平君、9番 村瀬弥治郎君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（清水敏夫君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 野田 龍 雄 君

○議長（清水敏夫君） それでは、6番 野田龍雄君の質問を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） おはようございます。きょうは、トップバッターということで、頑張って質問してまいりたいと思います。

3点の通告がしてありますので、それに沿って質問を行います。

最初は、教育委員会の組織改編と、その影響についてお伺いをいたします。

最近のこの世の中は、大変、暮らしにくくなったという声を多く聞きます。そして、政治の世界でも右翼的な潮流が強まり、憲法改悪の動きとか、軍事によって国際紛争を解決しようとするような動き、愛国心の強要、慰安婦問題での歴史の歪曲など、日本が国際社会で平和と社会進歩の役割を果たすことに障害となる言動が大きくなっていると思います。

こうした中で、教育の面で、子どもたちは、将来に希望を見出すことができず、若者の進学、就職に厳しい状況が続いております。いじめや不登校なども、そうした社会の問題点が大きな影を落としていると考えます。

私たち大人がそうした現実の中で、希望ある方向を求めて努力することが大切だと思います。そうした問題点をしっかり捉えて、教育に取り組むことが必要だと考えております。

そこで、1つ目の質問ですが、今年度、地域教育課を廃止し、地域の教育委員会事務局職員をなくして、その分を地域振興事務所の職員が補助執行することとなりました。減員となった教育委員会の地域職員数と今年度の地域教育課の職務を補助執行する地域振興事務所の職員構成がどのようになっているか、まず初めに伺いたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 野田龍雄君の質問に答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） おはようございます。

それでは、今の御質問の組織の改編前後についての職員数についてお答えをしたいと思います。

昨年度までは、各地域に地域教育課があつて、課長と担当職員が配置をされていて、それぞれ地域の課題に取り組んでおりました。その数ですが、本庁の教育委員会の職員の数もあわせてお答えをしたいと思います。

本庁の教育委員会の職員が課長、一般職も含めて28名、そして、地域教育課の職員は22名、合わせて50名でした。今回、振興事務所と地域教育課を統合して、私たちとしては、市民の皆さんと協働することによって生涯学習による地域づくりを進める、こういったことを目的にして組織の改編がなされました。

そこで、組織的には、それぞれの振興事務所に教育担当者を置くということと、それから、生涯学習による地域づくりを進めるために、チームによる推進体制をするということ。このことによつて先ほど申し上げたような目的を達していきたいというふうに思っておりますが、今年度は教育委員会の職員、本庁の職員ですが、これは課長、一般職も含めて29名です。そして、分掌の一部に教育事務があるものも含めた上での振興事務所で教育に関する事務に従事する職員数は25名です。したがって、合計で、54名ということになります。組織の改編によつて、地域教育課の管理職に相当する職員は、現在、教育事務の専任ということで主幹課長級ですが、2名になっておりますけれども、実際に教育事務に携わる一般職員はほかの事務とも兼務もしておりますけれども、数としてはふえておりますので、これまで以上にいろいろな課題について対応ができるのではないかというふうに考えております。

（6番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 以前にもそういった説明を受けておまして、それなりに努力をして、今、地域の教育地域事務所をそういう形で職員が補助執行するということが十分やれるんだという見解をお聞きをしております。

しかし、実際に、今のこの教育の現場の様子を考えますと、なかなかそんなに容易ではないということをご予想いたしますので、あえてこの質問をしたわけでございます。

例えば、いじめ対策とか、それから、多忙化ですね。そして、教育に対する課題というのは、今後ますます大きくなっていくということが考えられますので、そういった面での兼務であるというような形の中では、なかなか困難もあるのではないかとこのことを思うわけです。

そういった点で、これ実際進める上で、例えば、公民館もありますし、学校教育もありますし、文化活動やその他多くのスポーツ関係とか、随分課題があるわけですので、そういった問題についてもどのように配慮をされて進めていかれるか。そういった点は、非常に今後検討していただきたいなというのを思いますので、その辺についてもお気持ちをお聞きしておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 今、御質問にあったような御懸念があるのかとは思いますが、教育委員会としては、生涯学習、それから、スポーツの活動、そして、青少年の活動、さらに、文化も含めて、さまざまな活動があるわけですが、そうしたことに對して、それぞれ各振興事務所でグループ制であったり、あるいは係を設けて、教育委員会あるいは、さまざまな団体や学校と連携ができるような体制をとるということで現在進んでおります。

もう少し具体的に申し上げますと、市民係、あるいは生涯学習推進担当という部署を設けて、職務分担で取り組むという体制は、これは白鳥、あるいは美並地域ではそうした体制をとっております。それから、数名でグループを、構成をして取り組むという体制をとっておりますのが、大和、そして、高鷲、明宝の地域です。それから、係として担当する体制をとっているというのは、和良地域。

今のそれぞれの地域によって構成は違いますけれども、教育にかかわる仕事ははっきりするようにということで、体制を整えているというのが現状でございます。

（6 番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 野田龍雄君。

○6 番（野田龍雄君） これは、実際に行われていく中で、そういった点で問題点もあれば、その都度、それに対応されていくというふうに期待をしておるわけですが、実際に教育現場、大変、過労であるとか、あるいは過重負担があるというのを聞きながら、教育委員会にそれを支えていけるか。あるいはその他こんなに広い範囲の問題をこじ変ったから、いろいろ問題は出るんじゃないかとは思いますが、何とかマイナスにならないように進めていただきたいと思います。そういった様子は、今後よく見せていただきながら、改善できるものは改善できるようにしていただきたいと思います。もう一つ、教育の問題っていうのは、やっぱり先を見通した取り組みでありますので、計画もこのたび出されましたね。それから、今後の少し長い先の見通しを立てた

教育計画も策定されておりますので、そういった中で、ぜひとも攻めといいますか、一層よくするような取り組みを図っていただきたいと思います。これは、要望ということでよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2番目の問題に入りたいと思います。

原発即時ゼロを目指し、再生可能なエネルギーへの取り組みの推進ということで上げさせていただきました。これは、この前もお願ひをし、御質問したんですけども、時間の関係もあり、内容的にも私のほうでの準備も十分資料を集めることができずに、大ざっぱなお話に終わったというように思っておりますので、もう少し突っ込んだ取り組みが進められないかということで質問をいたします。

3・11の東日本震災とそれに続く原発事故を契機に、原子力発電の安全性について、国民的な心配っていいですか、批判、原発ゼロのエネルギー政策への模索が始まっているというふうに考えております。

原発のあの爆発事故以来、放射能の拡散、それから、使用済み燃料の保管の安全性などに対する国民的な機運が寄せられております。いまだに汚染水の管理が万全でなく、本当に原発を安全に管理することは、できないのではないかという疑いも持たれております。

何よりも被災地の皆さんの暮らしと営業を立て直す、このことが求められておりますが、それもおくれにおくれております。

こうした状況の中で、各地で原発に頼らないエネルギー政策や、原発をなくすことで、一層再生可能エネルギーへの取り組みを強めようとする動きが出ております。

きょうは、幾つかの各地の取り組みを御紹介しながら、再生可能エネルギー政策に対する市長の姿勢をお伺いしたいと思います。

1つ目は、多治見市がこの6月議会に再生可能エネルギーへの転換を促進する条例案を提案しております。お手元へちょっとお届けしたんで、簡単な内容でございます。2ページにわたる、規則とか、その他あるわけで、そのほかにも詳しいことがあると思いますが、こういう提案がされ、これは、市民と事業者と市の役割を明確にし、持続的なまちの発展を目指しております。

それから、地域からエネルギーシフトを目指す。世田谷区の取り組みであります。

地球温暖化対策推進計画、これは、昨年の3月議会で制定されておりますが、自然の恵みを生かして、小さなエネルギーで豊かに暮らすまち世田谷を目指す。震災以後、小規模分散型の電源を持つことの重要性が指摘されておりますが、震災後、老朽施設を含む火力発電のフル稼働で、電力の自給の逼迫をかわしてきており、地球温暖化対策にとって大きな問題となっております。

そのため、この世田谷区では、地産地消を推進する。都市と地方との地域間連携を進める。電力の自由化の促進、これは、新電力の買い取り制度のことを入れとるようですが、こういう3つの柱

で取り組んでおります。

詳しくはまた、資料をお届けしましたので、また見られたんじゃないかと思いますが、3番目に、エネルギー自立地域を目指す島根大学の准教授の上園昌武教授の取り組みがございます。

この島根県には原発が2基ありまして、その上、新しい原発を1基建設中でございます。ほかに火力発電所が1基あり、島根県の電力需要量の必要な電力ですね、2.6倍の発電量を持っております。都市部、工業地帯の電力を地方が供給するエネルギーシステム、これはどこでもそうでしたわね。地方で原発をつくり、それが都市部へ使われていくという。

そういう問題意識からここでは、島根の松江市民の原発に対する意識調査を実施されております。その結果は、稼働すべきだというのは15%、稼働すべきでないというのが64%、原発稼働から40年たっており、その間、地域振興にこれがいかに活かされたかということをいろいろな面から調査しとるんですけれども、人口は減少し、農漁業が衰退、地域社会は発展していないと、こういうような調査結果を得て、エネルギー自立地域を目指す重要性を訴えておられます。

4つ目に、原発依存から脱却するためということで、地域金融機関としての役割を声明を出された地域信用金庫があります。これは、城南信用金庫というかなり有名な金庫でございますが、この理事長の吉原毅さんが原発依存から脱却し、地方自治体と連携しながら、地域の方々の安心を守るのが信用金庫の使命だと発言し、そうした活動を始めてみえます。

先般は、ここで原発に反対する市長さんたちの集いが開かれまして、七十幾つやったんですか。多くの方が集まってそういう活動を支援しておるといふ金庫のお話ですが、これも非常に地域の経済、生活を大事にする信用金庫の姿勢として、非常に参考になるんじゃないかというようなことで紹介をさせていただきましたが、以上のような、こうした各地の取り組みについて、市長の認識を伺いたいと思います。

また、このような各地まだいっぱいあるわけですが、取り組みについて郡上市も今後、研究ということになっておりますので、どのようなそうした各地の取り組みを把握して見えるのか、お聞きをしたいと思います。お願いします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、御指摘がありましたように、3.11の東日本大震災によりまして、福島第一原子力発電所の非常に深刻な事故が起こったわけで、それを契機として、日本のエネルギー政策というものを見直さなければいけないということでございまして、これは、まことにそのとおりであるというふうに思います。

ただいま、そうした状況の中にあつて、各地域でいろんな取り組みがなされているということ、御紹介をいただきましたけれども、今回、御質問に際して、御提供いただいた資料等を私も拝見を

いたしましたし、かねがね注目をしている動きもあるというふうに思っております。

特に、今回、岐阜県内では多治見市がそうした再生可能エネルギーへの転換を促進する条例案というものを今議会にお出しになつてるといふことでございます。市民が一丸となつてそうした再生可能エネルギーへの転換を目指そうといふことを条例という形で共有をしていこうといふ動きといふのは、私は非常に注目に値し、また、その動きに対して敬意を表したいといふふうに思います。

また、いろいろな御指摘がございましたが、私自身といたしましては、こうした地域の再生エネルギーへの、可能エネルギーへの取り組みといったような動きについては、かねがね、こういうことだけに限らずでございますが、全国の自治体あるいは海外も含めてだと思ひますけれども、いろいろな先進事例といふものの把握に努め、そして、学ぶべき点は学ばなければいけないと、そういう上で郡上市として郡上市の特色あるいろいろな地域的な条件といふものを活かしながら、その命題に沿つて政策を展開していくべきであるといふふうに考えております。

かねがね申しておりますように、そういう意味で、今郡上市として、やはり取り組んでいくべきことは、郡上市のいろいろな地理的あるいは自然的条件を活かした小水力発電であるとか、あるいは住宅用の太陽光発電等の普及、そうしたものに注力していく必要があるといふふうに思っております。

小水力発電の問題については、いろいろな今取り組みを進めておりますが、これがさらに広範に市民の皆さんの取り組みといふような形に普及をしていくためには、まだまだ少しいろいろな検討すべきことがあつて、昨年度来、設けております小水力発電の研究会をやっておりますので、今年度も引き続きこうした小水力発電といふものを郡上において展開をしていくためには、どうしたらいいのかといふことをできるだけ早くその研究会の方向を出してまいりたいといふふうに考えております。

(6 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 野田龍雄君。

○6 番（野田龍雄君） そういう動きをし、前向きに進められておるといふのは、私も理解をしておりますが、この新しいエネルギーに対する取り組みは、各地で行われておりますが、行政が一生懸命補助金出したりなんかするだけではなしに、中小企業等が積極的に取り組んで、その中で、産業として大きく広げていくといふような可能性もあるといふふうに私思ふんです。

郡上の中でどうしたらいいのかといふことは、いろいろ今私も考えておりますけれども、そういう取り組みはできんかなといふようなことを思っておりますので、その2点目にありました未来へのエネルギーの創造といふことを地域振興に結びつける方向を何とか模索すべきではないか。この点については、市長は、どう考えておられるか、お聞きしたいといふふうに思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 再生可能エネルギーを郡上市としてもでき得る限り利用可能なものにしていくということの意味でありますけれども、それは、先ほどから申しておりますように、あるいは御指摘がありましたように、でき得る限り原子力発電等に依存する度合いを低めていくという意味でも、それに代替するエネルギーとして、やはり活用できるものは活用するということであろうかというふうに思いますが、これと地域振興との関係ということを考えましたときに、そういう再生可能のエネルギーをみずからつくり出すことによって、例えば、みずからの家庭における消費あるいは事業活動における電力の消費というようなものをできる限り安いものにするということによって、自己の事業活動というものを振興すると、こういう意味合いが一つはあろうかというふうに思っております。

また、こうした今時代の最先端の課題に、例えば、地域として特色ある取り組みをすることによって、いわば全国的なモデル地域のような形になることによって、全国から多数の方が訪れてくださるような、そういうモデル的な地域をつくっていくというようなことも一つの地域活性化に資するのではないかというふうに思っております。

今、石徹白地区の方々が、いわば小水力発電の里とでも言うべきいろんなチャレンジをしておられますので、そういうものは、やはり一つの特色ある地域づくりということで、地域活性化というものに役に立つのではないかというふうに思っております。

あと、こういう再生可能エネルギーというものは、雇用の創造とか、いろんなものも引き起こすんだということは、一般論としては言われますけれども、例えば、太陽光発電一つとっても、それは、もちろんその据えつけとか、いろんなことで一定の産業振興にも役立つわけですが、大きなインパクトとしては太陽光パネルの製造とか、そういったところに大きな雇用は出てくるということだと思いますし、仮に小水力発電というようなもの、これもそういうものの普及型の機械の発電機の製造であるとか、据えつけであるとか、そういったことが産業的なインパクトはあると思いますが、郡上市において、そういうものが著しく雇用を増大するということはちょっとなかなか考えにくいというふうには思っておるところでございます。

そんなふうに考えておりますが、いずれにしろ、こうした再生可能エネルギーの利用に取り組むことは、郡上にとっていろんな意味で活力のある地域社会をつくっていくための大きな支え、助けになるというふうに思っておりますので、今後とも着実にそうした取り組みというものを行政としても進めていく。あるいは、市内のいろんな立場の方々がそういった取り組みを進められるようにサポートをしてまいりたいというふうに思っております。

（6番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 課題はたくさんありますし、具体的にはいろいろ問題があると思います。私

も、屋根の上につけようって言って、はや10年ぐらい前にいろいろ検討したんですが、結局しなかったんですけども、いろいろ条件がありますので、より有利な条件の中で進めていかんと、効率的ではないというように思います。

そういった点を考えますと、すぐに雇用に結びついた、あるいは新しい産業ができたというふうにはならないと思いますけれども、ぜひそういう方向へしっかり目を向けながら、そういった産業の目が広がっていくように期待をしたいというように思いますので、ぜひとも市としてもそういった方法での努力を続けていただきたいというように思います。

それでは、3番目に入りますが、中小企業振興基本条例制定ということで、郡上でもこれを進めてはどうかと。これは前にもちょっと1回伺ったことありました。でも私のほうもこの制定について、各地の状況が余りはっきりしておりませんでした。ただ、内容的にはいいんじゃないかというようなことで提案したと思うんですが、今回、2つほど今例を挙げまして、ちょっと資料もちょっと用意しましたし、議員の皆さんにも必要であれば、いつでも用意いたしますので、ぜひ皆さんも検討していただきたいと思うんですが、1つは、京都市の与謝野町、これは太田貴美という女性の町長さんですね。何か、スチュワードズをやってみえて、それから、何か童謡の歌手も、ちょっと今ど忘れしたんですが、ああそうかなと思ったんですけど、そんな方のようなんですが、町民と対話を非常に重視しながら、その中で、町なんですけれども、中小企業を元気にしなきゃならないということで、この中小企業基本条例を制定された。京都で1番て書いてありますが、何か、そんなに前ではないようなことも聞きました。

それで、その中身は、共生と循環のまちづくり。詳しいことはまだわかりませんが、住民に身近な福祉政策や自然環境型の農業、京都市内で初めて制定したということ。そして、住民、議員、町職員と話し合いと協働を重視して進めるというようなことで、このお母さん町長さんの奮戦記が、何か講演があったそうで、その案内がちょっと見ましたので、ああ1回行きたいなと思ったけども、これは、本にもなったようですので、ぜひ参考になるので取り寄せたいなと思ってますが、そんな内容。

あるいは、あの条例も取り寄せましたので、また、参考にしていただきたいと思いますし、東京の墨田区、これは全国最初の中小企業振興条例の制定ということで、30年間、それ以来中小企業とものづくりを支援してきたということで、ここの市の産業観光部長さんがお話をされたようなんです。そんなやつを紹介がありましたので取り上げましたが、きょうは、ぜひこの中小企業振興条例について、市の商業ビジョンでありますとか、いろんな取り組みをお聞きしておりますと、似てるところがあるなと思いながら聞いておるんですけども、ただ、基本条例をつくるといいますと、やっぱりその基本になるものなんです。そういうものが大きな力になってくるのではないかと思います。その点についてのそういう条例なんかを制定し、積極的に取り組んでいくお気持ちがあるか

どうか、お聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 中小企業振興条例あるいは中小企業振興基本条例とか、いろんな呼び方があ
るようですけども、こうした条例は現在相当全国で多数つくられているというふうにお聞きをいた
しております。

経済同友会などの情報では、全国にそうした趣旨の条例を持っているところが150ぐらいもう既
にあるというふうにもお聞きをいたしております。

この問題については、既に他の議員さんからも前々から御指摘を受けておるところでございまし
て、私としては、そういうやはり郡上市として、郡上市はほとんどの企業が中小企業でございま
すから、これをどう振興していくかということを中心に企業の皆さん方と行政というだけでなく、市
民の皆さん、あるいは、そういう商工団体の皆さん、あるいは、中小企業の範疇に入らない大きな
企業の皆さんにも協力してもらうこともあるかもしれない。そういう観点から、この地域の共有で
きる理念であるとか、方向であるとかというものを条例という形にするということは、意義、意味
があるだろうというふうに思っております。

ただ、前々から言っておりますように、たくさんの条例が既にモデルといいますか、先例があり
ますので、そういうものをさっとつくって、条例を制定するというだけでなく、これまで今取り
組み中でございますが、自治基本条例などについても、なぜそういうものをつくるのかとか、そう
いうようなことから議論をして、かなり時間をかけて議論をし、そして、郡上市における例えば、
中小企業関係についても、その現状であるとか、課題であるとか、これを解決するにはどうしたら
いいのかというようなことについて、議論をやはり積み重ねる中で生み出していくということが大
切ではないかというふうに思っております。

この与謝野町の中小企業振興基本条例も拝見いたしますと、昨年つくられてるようございま
すけれども、行政あるいはその当の中小企業者の方々、あるいは大企業の方々、あるいは、商工関
係、団体の方々、あるいは市民の方々、こういったいわば5者がその地域の中小企業を振興してい
くためには、どうしていったらいいかということ、それぞれの役割というような形で規定をして
おられますので、そういうやはりそれぞれの立場に立って郡上の産業を盛り上げていくためには、
どうしたらいいかっていう、そういう協議、議論の中で生み出されていく必要があるだろうとい
うふうには思っております。

そういうことで、前々から申しておりますように、今年度予算にも中小企業の振興会議というよ
うなものを、今メンバーを、選定を急いでおりますので、でき得る限り近いうちに、その会議をス
タートして、全市的な取り組みでそうしたものを議論してまいりたいというふうには思っております。

この中小企業振興の郡上市としての会議につきましては、中小企業振興検討会議というふうに関係で言っておりますけれども、こうした中小企業振興に関する基本的な理念、方策等、あるいはもう一つの柱として、前々から問題、課題になっております例えば大型店舗対策というようなものも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

そういうものの検討の中で、その全市的な立場の中でやっぱり団体、この地域の郡上市としての意思として、そういった振興条例のようなものをつくるべきだという議論の盛り上がりの中で私も制定をしていけたらというふうに考えているところでございます。

(6番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) ただ、条例案をつくれれば、それでいいという問題ではありませんし、そのつくり方は、今、市長が言われてたような市民との討論の中で、本当にいろんな問題を出し合っていくということが非常に大事で、そのことがまた、地域の力をつけていくということになると思いますので、そういった取り組みは非常に私も求めるものでございます。

最後なんですけど、こういった中小企業は、郡上だけではなしに、日本中どこでも非常に苦戦をとるわけですね。それで、中にはよく元気のある地域も聞きます。しかし、郡上市は、僕らがまちを歩いて、皆さんと話をしていると、本当に困ったという声をたくさん聞きますので、この郡上市の中小企業を取り巻く状況と、それから、これを今お話の中で大半はあったわけですけど、何とかしたいという取り組みは。しかし、打開の方向として、どうのように考えてみえるのか。それをお聞きしたいと思います。

○議長(清水敏夫君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 昨今、日本経済に若干の先行き、明るさが見えてきたのではないかと聞かれたり、あるいはしかし、円や株が非常に乱高下したりという形で、いまだしっかりした足どりとしてのその経済の回復というようなものが実感がかみ得ない中で、当然、郡上市においてもそういうことではないかというふうに思っております。

市におきましては、3カ月に1回ぐらい、この市内の主な企業、おおよそ100社余りでございますが、そういったところから例えば、売り上げの見込みはどうですかとか、生産量はどうかとか、受注はどうですかというようなお聞きをいたしております。

昨年から比べますと、昨今少し、そういった面で明るさが見えてきているという感じはしますが、まだ、ただいま申し上げましたように、確実な足どりとして確信できるまでには至っていないというようなことではないかと思っております。

あるいは、市内の金融機関がこの郡上市を中心に調べられた、そうした景気動向についても、そのようなことが同じように言えるわけでありまして。

そういうことでありまして、こうした中で、郡上市の産業、経済というものを振興していくためには、1つは、マクロ経済政策っていうものがこれは大きなものがあると思います。金融、財政、あるいは成長戦略と今言われておりますけれども、そういうものがやはり適切な手が打たれることを望むということと同時に、もう一つは、先ほどの中小企業振興の条例を定めるというようなこと、あるいは中小企業振興検討会議にもかかわりますが、自分たちの地域のことは、自分たちでしっかり手を組んで何とかしなきゃいけないんだというやっぱり自助、自立の、気持ちを持ってこの産業振興に取り組むことが必要だろうというふうに思っております。

今、商工会のほうでも非常に廃業というような問題について心配をしておられて、新たにこうした問題に対しても対策を検討したいということで、副市長が参画をして、そういった問題にも取り組んでまいりたいというふうに思ってますし、それから、地域を担う人材の育成ということでも、ことし市も協力いたしまして、商工会がことしの春就職した新人研修を一堂に会して相当数の新人を集めてやってるというような動きもいたしておりますので、こうした一つ一つのやはり取り組みというものが郡上市の産業を強くしていくのではないかとこのように思っております。

(6番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 積極的にそういった方向で進めていただきたいということをお願いいたします。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(清水敏夫君) 以上で野田龍雄君の質問を終了いたします。

◇ 清 水 正 照 君

○議長(清水敏夫君) 続きまして、11番 清水正照君の質問を許可いたします。

11番 清水正照君。

○11番(清水正照君) 発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をいたしたいというふうに思います。

初めに、自治基本条例制定に向けた取り組み状況についてでございます。

自治基本条例を含めた郡上市に適した住民自治のあり方について、平成23年9月から約1年半にわたり協議された住民自治推進懇話会より住民自治に関する提言書がことし2月、市長に提出をされました。

提言書には、市民の権利や責務、議会や行政の責務を明確にしながら、協働のまちづくりを進めるために市民の姿勢やまちづくりへの参画を保障する自治基本条例の制定が必要であるという結論に至ったことが示されております。

この条例を市の自治の最高法規と位置づけ、市民が市政の主人公を基本理念に、市民の権利や役

割、責務を盛り込んだ内容というふうになっております。

今年度は、この提言内容を尊重しながら、自治基本条例の策定に入るということで、策定委員に20歳以上で郡上市在住、まちづくりや住民自治に関心のある方、ホームページでこういった形で市民からの募集をされ、合併10周年を迎えるまでに制定したいといった意向に沿って取り組みが始まっていることと思います。

懇話会からの提言書には、市民が市政の主人公であるという基本理念が示されており、条例制定に向けて、市民がどのようにかかわり、市民にどのように浸透を図るのか、多くの市民の理解が大切だというふうに思います。

現在の取り組み状況と条例制定までに市民にどのように周知され、説明されるのか、今後の計画、また予定について市長公室長にお伺いをしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 清水正照君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、この（仮称）自治基本条例の制定に向けましての取り組みにつきましてお答えをさせていただきます。

御指摘にありますように、この条例は特に市民の皆様の御理解と主体的なかかわりが重要であります。私どもも初めからこの課題につきましては、その御理解、入り口のところから、また、どうしてこういうものを制定して、どういうふうな作用があるのかというふうなところから理解をすることが大変難しい分野でありますので、時間をかけて、そしてこの机上の議論が地域におけるさまざまな活動と連動していくことを願っての取り組み、その道行ということを考えて取り組んでまいりました。

このため、総合計画、後期基本計画の審議会委員の皆様、公募委員を加えた郡上市市民自治推進懇話会の皆様には、平成23年9月から1年半という時間をかけていただきまして、大小30回に上る会合を重ねていただきました。そして、ただいまお話のありました、ことし2月27日に住民参画・市民協働によるまちづくりを進めるための基本ルールとなる（仮称）自治基本条例が郡上市にとって必要であるということ、また、住民自治というもののあり方、そして、条例に盛り込むべき内容などにつきまして、提言書にまとめて御報告をいただいたものであります。

委員の皆様には大変感謝をしておるところでございます。

報告書では、地方自治分権改革の流れ、また、今日の行政改革、こうした観点からも、今まで以上に市民の意思と責任に基づいた地域づくりが迫られている今日、郡上市におきましても、行政からの発想や業務としての運営だけではなく、多様な市民参画や市民協働によって地域づくりを進めていくことが大切であると。そして、そのためには、基本的なルールが必要だということで、行政はもちろん市民の皆様、あるいは事業者、そして、各種団体の皆様がその意義をともどもに理解し、

実行に移し、役割を果たしていくことができるように、自治基本条例の制定によって、このことを明らかにし、システム化していくことが必要だと提言をされたというわけでございます。

自治基本条例のこうした取り組みにつきましては、全国的にも今非常に盛んになってまいりました。市と議会の役割、あるいは市民の権利、役割と、こうした基本的なルールを定めるこの種の条例でありますけれども、全国ではこの4月1日現在270を超える市町村で制定をされてきておるということでございますし、岐阜県下においても5市町で制定をされてきております。

郡上市におきましても、今年度この懇話会の提言を踏まえまして、作成委員会において条例素案を仕上げていくつもりでございます。

この委員は、前の委員会から、懇話会ですね。個々の委員さん引き続きで6名の方がそこについていただきましたし、新たに6人の方、これ公募を含めた新たな6人の方合わせまして12名の構成でありまして、これまでどおり岐阜経済大学の今井良幸先生にアドバイザーに入らせていただいております。

第1回目の委員会は、来週6月19日に開催をいたします。以降協議を重ねていきますが、一定のまとまりを見た段階で自治会、公民館などのお集まりの機会を捉え、御説明に出向くほか、昨年5月、垂井町の条例策定委員の神田浩史さんをお招きした学習会を行いました。こういうふうな市民の皆さんも参加していただける学習会も開きたいと。

あるいは、ケーブルテレビ、広報あるいはパブリックコメント等を含めまして、啓発普及とさまざまな御意見の聴取に取り組んでまいりたいと思っております。

こうした条例につきましては、制定することが目的、ゴールではなくて、むしろそこから市民運動として広がりを持っていただけるような仕組みづくりということを目指して、今日の取り組みにしていきたいと考えております。

そして、こうした経過を経まして、でき得れば、この12月、本年12月の市議会に条例制定へ向けまして、議会へ議案上程を行いたいと考えております。

その後、来年には合併10年の記念式典も予定をされておりますが、こうした機会などを捉えまして、わかりやすい周知パンフレットなどの作成配付をして、広く皆様に、啓発普及をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ただいま今後の予定、今までの懇話会での経緯と予定をお話いただきました。

2つ目に、市長にお伺いをいたしたいというふうに思うんですが、市長は基本条例制定に向けて、昨年の9月の定例会において、自分たちが市の自治の主人公という自覚を持ってじっくりと検討し

ていただき、話し合いの中から自治基本条例が生まれてくればよいと考えるというふうに答弁をされております。

先ほども前の質問の中でも、そういったような条例に関してのそういった答弁がありました、じっくりと検討していくという部分がいかかなというふうに思うわけですが、懇話会での議論が1年半にわたっておるとい部分もあると思いますが、策定の、こういう今後の策定の過程の中で、より多くの市民に周知されて、理解をしていただける、そういった取り組みがしていきたいというふうに思います。

ことしの3月定例会においては、この住民自治の基本条例にも多くはかかわるその住民自治の市民個人ではなしに、その一つの自治組織としての推進という中で、地域審議会の今後の形態ということについて、新組織は住民の活性化を図るため、地域における活動主体となるような組織であってほしいというような答弁もされております。この基本条例を選定していく中で、住民自治の推進を図っていく上においても、地域審議会に変わる今後の新しい組織について、条例の制定とこういった過程とあわせて、先ほどもありましたが、今後自治会とか地域とかがという話もありましたが、そういう団体から、広く意見を聞く場を設けていただきたいということと、そういった中で市民の理解を得ながら、地域委員会といいますか、地域協議会といいますか、そういった形で組織を決定していくようなことが必要ではないかなということを考えるわけです。

この地域ということは、今審議会としては、7地域に1つずつあるわけですが、旧町村という単位ではなく、もっと小さな単位といいますか、そういった形での解釈もできるのではないかなということをおもいます。

住民にとって、参画のしやすい、また、まとまりやすい、動きやすいといいますか。今、公民館とか、学校区とか、そういった単位での審議会に変わる組織の設置が考えられるのではないかなということをおもいます。

こうした細かい単位でのほうがやはり住民の意見が反映されますし、顔の見える関係ということで、共通認識などによって自立した地域組織の運営がなされるのではないかなということをおもいます。

総合計画、後期基本計画にもありますが、行政とのかかわり、また市民とのかかわりを示した自立型コミュニティーの概念図というのが示されておりますが、こういったものをせつかく後期基本計画の中に盛り込まれておるものを参考にしながら、こういった組織づくりといいますか、そういったことを進めていただければということをおもっております。

地域審議会に変わる新組織の設置について、条例の策定過程とあわせて進めていただきたいと思いますが、市長のお考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。地域という言葉、概念というのは、不思議なもので、とり方によってはある地域というのがあるんですが、その下にまた地域があると。その地域もまたある考え方によれば全体であるけれども、また、その会の概念としての地区とか、そうものがさらに部分的に分かれるという、そういう例えば、郡上市というのは、中濃地域の一部分でありますし、中濃地域は岐阜県の一部である。郡上市を見てみますと、それは、例えば、従来の町村区域である7つの地域に分かれるし、7つの地域もまた今御指摘のように、例えば、小学校区とか、さらには自治会単位であるとか、さらに班であるとかというような形で際限なく——際限なくということはないんですが、いろいろな考え方がありますし、そういういろんな仕組みをつくっていくときに、どういう目的でどういう地域単位でつくっていくかということは、やはりよくよく考える必要があるというふうに思っております。

今、問題になっております、この地域審議会の後の組織をどうするかということを今事務的にもしっかり検討をするようにしておりますけれども、論点としては、新しくできる、つくるものをどんな性格のどんな使命を帯びた、ミッションを持った組織とするかと。そして、御指摘のように、それをどのような地域単位でつくるかと。あるいは、その組織を構成するメンバーをどんなふうに変定をしていくかとか、あるいは、こうしたものと、さらに既存の公民館であるとか、自治会であるとか、さまざまな組織とどういうふうに関係を持っていくか、連携をしていくかというようなさまざまなことを考えていく必要があるというふうに思っております。

しかし、基本的な考え方は、私としては現時点においては、地域審議会は10年間これで合併前の町村の約束においてつくられたものでありまして、主として新市建設計画の進捗等について意見を申し上げるというような諮問機関的な役割を持ってきて、その責務を果たしてきていただいているというふうに思いますが、この10年間を終わるところで、性格的には、少し一新をしてといいますか、諮問を受けて、何か意見を言うということではなくて、市内のさらにきめ細かい地域の活性化、維持存続を図っていくための協議会のようなものを住民参加によってつくっていく必要があるだろうというふうに思っております。まずは、7つの区域に今までの地域審議会に変わるものとして、基本は7つの地域単位につくってはどうかと思います。それで、ただそれがさらに細かいといいますか、小学校区とかなんかで地域のいろんな維持存続を図っていくための組織が必要であるということであれば、それはまた、その下部組織なり、あるいはそういう別のものでつくっていくということではないかと思っておりますし、また、7つのそういう組織は、そういう共通の郡上市としてのいろんな問題を検討する市1つとしての連絡会議的な組織も必要なのではないかというふうに思っております。

いずれにしても、そういういろんな論点がありますので、先ほど市長公室長が申し上げました住民自治基本条例がまさに市民参加の自治をしていこうという理念に基づくものでありまして、

それと密接にかかわる組織であると思いますので、そうした条例の検討等の過程においても、十分いろいろな皆さんの御意見を聞く中で、次なる地域審議会に変わる組織のあり方を固めていきたいというふうに考えております。

これは、住民自治基本条例とも大いに関係すると思いますが、この合併10年を経た次の10年を郡上市の本当に市民が主人公となって地域を維持、存続、発展させていくための重要な組織であるというふうに認識をしておりますので、十分議論をして、つくってまいりたいというふうに思います。議会のほうからもまたいろいろな御意見をいただければというふうに思います。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） 市長は、ふれあい懇談会で各地域を回られて、やはりいろいろな意見を聴取されておるといふふうに思いますし、この先ほど自治の、市の最高規範であるというような位置づけで基本条例がつくられていくということについては、こういういろいろな会合の場を持ちながら、現場でのいろいろな意見を聞きながら、そういったものに反映していくということが必要じゃないかなということをおもいますし、そういった過程で、今言われる地域審議会に変わる組織づくりもいろいろな自治会長さん、団体、いろいろなさまざまな方から意見を聞く中で組織をつくっていくことが必要ではないかなということをおもいます。

郡上市の将来を考えるときの本当に大事な条例になるかと思えます。ここ10年が過ぎて11年目以降の、大きな変革の中でのやはり協働といいますか、そういった面で、市民にどれだけ理解していただけるかということが非常に行政にとっても大事ではないかなということをおもいますので、多くの市民に、そういったことを条例の内容等認知される中で施行していただきたいなということをおもいますし、もう一つは、職員がこうして削減される中で、そういった進める体制ですね。期間限定でも、そういったしっかりした体制をとっていただいて、進めていただくことが必要ではないかというふうに思いますので、お願いしておきたいというふうに思います。

それでは、2つ目の長良川鉄道踏切の安全対策ということでお伺いをいたしたいと思えます。

長良川鉄道沿線には、多くの踏切があり、危険な箇所も多くというふうに思います。今回取り上げました長良川鉄道を挟んだ白鳥町為真地内は、狭くて入り組んだ道路が多くあり、白鳥駅から大島駅の間には自動車の通行可能な地域を結ぶ踏切が6カ所あります。過去には、4カ所の踏切で死亡事故が起きているというふうに聞いておりますが、本当に危険なところが多いというふうに思います。そういった事故があった際には、その都度、地域から踏切の安全対策について要請がされてきたことと思えます。

最近では、ことし1月29日、為真第6踏切内で高齢者の方が乗られた電動車が踏切内で車輪がその線路のわだちにはまり立ち往生したというような事例があります。通りかかった人が救助された

ということで、難を逃れたということで新聞にも載っておりましたが、その際も、後で要望しますが、警報機ぐらい設置したらどうやというような助けられた方の意見もありましたが、この国道から第6為真踏切を通過して、県道、市道を経て郡上北校、また白鳥中学校、また、合併記念公園への向かう交通量が、道路の改良もされたというようなこともあってふえているというふう聞いております。

この為真第6踏切内の拡幅と警報機の設置はできないか、そういったことによって安全対策をとれないか、建設部長にお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今、清水議員の御質問ですけれども、第6為真踏切の件でございますけれども、その前に郡上市全体の踏切状況でございますけれども、郡上市全体では、78カ所の踏切がございます。その中で、警報機、遮断機がついております第1種踏切といえますけれども、この踏切が42カ所、警報機のみ設置の第3種踏切というのが18カ所ございます。それから、何もついてないという第4種踏切が18カ所ございます。白鳥地区には、全部で24の踏切がございまして、そのうちの11カ所が第4種という何もついてないというところで、先ほど議員言われましたように、為真地区の辺に集中しておるといのが現状でございます。

それで、安全対策ということですが、以前、万場の死亡事故等がございまして、郡上署等の管理者として何らかの対策はとれないかということで、踏切前後を平成22、23年度で白鳥で5カ所、大和で3カ所のカラー舗装を実施した経緯がございます。それでその中に、今の第6踏切も入っておりますけれども、根本的な解決策ではないんですけれども、運転手の注意喚起ということで、そういうことをやってきた実績もございます。

それで、今の第6踏切の拡幅ですが、ここの踏切については、平成22年に中部運輸局と協議をしております。ここの中の条件としましては、あそこは急勾配、鉄道へ向かって両方の取りつけが急勾配になっておりますけれども、ここの勾配を4%以下で30メートル以上はとりたいということと、それから、長良川鉄道に沿って側道がついとるわけですが、あの側道からの乗り入れなんかは30メートル離せと。ふれあい創造館のところのように、以前はもっと踏切に近かったのを、もっと奥から今タッチしておりますけれども、ああいった形の取りつけにしないということとか、それから、その踏切を構うことによって、ほかの踏切の撤去とか、そういう統合的な条件等々がございまして、ただ、今現状の踏切の中でその拡幅するというのは、許可的にもおりないというふうに思っております。

それで、警報機、せめて警報機だけでもというようなお話でございますけれども、この辺につきましても、市道としましては、遮断機、警報機と、こう一体となった整備が指導されとる中で、こ

この改良をしようと思いますと、大藪線道路改良の中でその今いろいろな条件がついとるのをクリアする中で、対応していく方法になろうかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。

長良川鉄道沿線用地内大変踏切が多くて、そういった箇所が多くあるということで、それ計画的に進めていく必要もあろうかと思いますが、なかなかそういった規制があつて大変ということはよくわかっておりますが、事故のないような、安全対策というのは必要なことを思います。

今、部長からちょっと答弁がありました。2つ目には、先ほど言いました県道ですね。為真二日町線、また高校線、白鳥中学校に向います中学校線、こういったところが整備されて、本当、交通っていいですか、通行の安全性が高まってきておりまして、本当に周辺の方、私たちも白鳥のほうに行くのに、便利な道路ということで、大変地域の人たちは喜んでみえることと思います。

この国道と県道剣大間見白鳥線と市道為真二日町線を結ぶ道路っていうのは、為真地内を通りますが、第2踏切、第4踏切、先ほどの第6踏切を通らないと、国道から県道、市道に渡ることができませんし、こういった3本ありますけれども、道路、踏切がやはり狭く、安全確保がやっぱ地域からも要望が強いところです。

交通量の増加といいますか、先ほど言いました国道から東側の中学、高校、合併記念公園に向かう、そういったときの交通量の増加、また、冬場の先ほども言われました勾配があるということで、冬場のそういった通行の安全対策ということがやはり必要だというふうに思います。

国道と県道、市道を結ぶ新たな道路について検討されているのか、先ほどの踏切の拡幅、警報機との兼ね合いもあるわけですが、そしたら、新しくつくることによってどうなのかということも思いましたので、その辺検討されているのか、建設部長にお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） ただいまの質問の156から今の高校線のほうへの道路計画がどうだという御質問ですが、合併以前に白鳥町で平成10年に土地利用調整基本計画というのが策定して見えまして、その中では、今高校線のところから、為真神社の北側の付近に取りつけるというような、約300メートルぐらいの延長ですが、そういう計画がなされとるといのが部のほうでも承知しておりますし、その資料も持っておりますけれども、今、議員が言われましたように、長良川鉄道を挟んで東側につきましては、まちづくり交付金事業とか、いろんな事業で幹線道路は整備されたということはわかりますけれども、そういう全体の中で、今議員が検討の路線としてどうですかと言われるとこにつきましては、やはり全体的から見ますと、今、その幹線道路的には、白

鳥大橋がメインみたいな感じになっておりまして、そこから、今議員が言われます計画を国道へタッチしますと、ある程度一周っていうか、バイパスっていうか、回れるということで、非常に効果がある路線ではないかというふうには思っておりますけれども、ここの事業を進めるに当たりまして、先ほどの今のこの計画より少し南側に今の大藪線というのが、踏切があって、その辺の道路改良するには、この辺の整理も含める中で、考えていかないかんのではないかということは思っております。

それで、平成10年度に作成されましたそういう計画もございますので、今後、その辺の道路計画に当たっては、そういうのも十分に反映させる中で、考えていきたいというふうに思っておりますので、お願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） 市長にお伺いをいたしたいなというふうに思っておりますが、今、建設部長のほうから、いろんなそういったことを考慮しながら取り組んでいくというようなお話をいただきました。

この長良川鉄道を挟んだこの為真地内は、先ほども言いましたが、道路幅が狭くて、入り組んだ道路状況だということと、今の踏切の安全対策をするにしても、やはり新たな道路を整備するにしても、いろんな規制とか、困難なことも多いというふうには思います。

先ほどお話ありました土地利用調整基本計画ですか。白鳥町時代につくられた、そういったものも考慮いただきながら、ここに住んでみえる方たち、また、そこを通られる方々が本当に安全で生活、通行できるような、事故の起きないような周辺整備とあわせて今後、財政的に厳しいとは思いますが、新たな道路整備に向けて検討いただければと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、ただいま建設部長が答弁をいたしましたとおりでありまして、まちづくり交付金でいろいろと幹線になる道路を整備してまいりましたけれども、御指摘のところが、非常に現状は道路が入り組んでいて複雑になっているわけでありまして、白鳥のこの中心部の道路の骨格としては必要であり、かつまた有効な構想であるというふうに私も思います。

ただ、なかなかそれではすぐというわけにはいかない点がございます。やるなら今でしょうという言い方も最近はあるわけですが、なかなか財政的にも厳しい中でありまして、また、それをやっていくためには、いろんな協議も必要だろうというふうに思います。非常に、重要な道路の整備の考え方であるということをしっかり受け止めて、今後、検討をしてまいりたいというふうに思います。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。

やるなら今でしょうとは、なかなか言えないということですし、こちら側もそういったあれはないんですけれども、全体像の中で、必要なところであるという認識を持っていただく中で、整備に向かって取り組んでいただければということをお思いますので、十分、配慮いただきたいということをお思います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（清水敏夫君） 以上で清水正照君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時00分を予定いたします。よろしくお祈りします。

(午前10時47分)

○議長（清水敏夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時00分)

◇ 田 中 和 幸 君

○議長（清水敏夫君） 18番 田中和幸君の質問を許可いたします。

18番 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは、議長から質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

最初に、断層のことですが、活断層上の建築ということで、郡上市には、断層が幾つかありますが、今、テレビ、新聞で大変問題になっているのは、福井県の敦賀原子力発電所が活断層上の上であるかないかであります。

もう一つ、いつ起こってもおかしくないと言われる東南海地震であります。不幸にももしそれが重なったとすれば、敦賀原子力発電所は一大事となり、郡上市は放射能が偏西風に乗ってまき散らされることはまず免れることができないと私は思います。

そのことについて、市長の発言は、もし大震災が起きたら、後から大きな波紋を起こすようなこともありますので、つけ加えておきますが、このことについて、各地では、さまざまな意見が出ていますが、郡上市は国に対してどのような考えを持っておられるのか。まず、このことについて、市長にお尋ねをいたします。

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、御指摘のように、郡上市から一番近い原子力発電所は、福井県の敦賀原発でございます。敦賀原発から郡上市の一番近いところで、白鳥町あたりのところがちょうど区域が一番円を描くと、そこへなるわけですが、概して郡上市は敦賀原発からしますと、およそ80キロの位置にあるわけでございます。

福島第一原発級の事故が起きて、放射性物質が放出をされたとした場合に、岐阜県全体としてどういふ影響があるかということは、非常に大きな関心事でございます。このことにつきましては、国あるいは岐阜県でいろんなそのときそのときの気象条件というものを考えて、シミュレーションということをやっております。国のそういうシミュレーションにさらに加えて、岐阜県が補完的に行ったシミュレーションによりますと、試験的なそういう計算でございますが、それによりますと、岐阜県のそのシミュレーションは、平成22年あたりの1年間の気候をずっとそれを見て、岐阜県に関係のありそうな、可能性のある10ほどのケースを選んで計算をいたしておりますが、その10ケースの中で郡上市にそういう放射性物質が80キロほどの距離があるわけですが、到達をする可能性があるというふうに計算がされたケースが10ケースのうちの1ケースございました。当然、西風があつて、そして、それから、当然、放射性物質はずっと空を飛んでいきますので、特に、郡上市あたりでその気候の条件によりますと、相当程度雨は降ったということの前提のもとに、そういう物質が郡上市の地域に沈下するといいますかね、沈降するという前提のもとで計算をしますと、一定の濃度の放射性物質というものが沈降をして、沈んで、この地上へおり立って、そういうものが郡上市の市民の生活というものに対して、一定の影響を及ぼす濃度になるであろうというような計算が出ております。

そういうことからいたしますと、その度合いにもよりますが、一定期間に、例えば避難をするといったような措置が必要な場合があるということであろうかと思っております。御指摘のように、そういうシミュレーションも出ておりますので、郡上市としては、まず、やるべきことは、原子力発電所の異常事態というものが起きたら、それをきちっと速やかに迅速にその情報というものを伝えていただくということが必要であろうかというふうに思っております。

このことにつきましては、既に、国、県において、いろんな情報の連絡体制が整備されておりますし、県のほうから、県内の市町村に対してもいろんな協議がなされておまして、岐阜県におきましては、そういう原子力発電所との協定において異常事態が起きたときには、速やかに県に通知がありますし、連絡がありますし、県のほうで、またそのときそのときのケースに応じて関係の市町村に連絡があるという形になっておるわけでございます。

郡上市として、国に対してどんなことを考えているかと、こういう御質問でございますが、したがいまして、こういう国、県合わせてそうでございますが、異常事態等があつたときには、確実に

速やかな連絡体制というもの、これをより一層確実なものにしてもらいたいというふうに思いますし、そうしたその影響というものは、そのときそのときの気象によりますので、そうしたやはり情報も速やかに提供していただいて、どういう方面に影響があるのかという情報の提供が必須であるというふうに思っております。

また、国に対して現在御承知のように、原子力規制委員会等で検討されておりますけれども、いろいろと先ほど御指摘がありましたように、敦賀原発の2号機には真下に活断層があるというふうに、それは活断層であるという原子力規制委員会はそういう認定をしたわけでございますので、そういうこれは科学の力というものを可能な限り使って、でき得る限りのその判断という、最高のやはり判断をしてもらいたいというふうに思っております次第でございます。

国において、今後、今いろいろと再稼働であるとか、あるいはそうした活断層が真下にあるようなものについての、あるいは場合によっては廃炉というような問題がいろいろ議論されておりますが、安全第一ということを考えて国にはしっかりした判断と対応をしてもらいたいということを考えております。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは、次に、郡上市には、御母衣ダム断層系、それに石川県から白鳥に来る手取断層、それに八幡断層、阿寺断層も明宝に一部かかっているようですが、断層がどれぐらいあるのか、把握されているのかを質問いたします。お願いします。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） ただいまの断層がどれぐらいあるのかということでございます。

まず、市内で大きく分けて長良川上流断層帯と高山・大原断層帯という大きな2つのものがございます。その長良川上流断層帯の中には、白鳥地域の二日町断層、また、那留断層、大野断層、また、白鳥から大和、八幡地域にかかる八幡断層がございます。

また、高山・大原断層帯としては、明宝の奥住断層というものがございます。また、そのほかに郡上市に影響が最も大きいと思われる付近の断層としては、阿寺断層帯があるということでございます。

この断層の中で、地震の予想の中でマグニチュードと30年以内の確率については、高山・大原断層帯の高山断層帯においては、マグニチュード7.6程度と。また、発生確率が0.7%、また、阿寺断層帯の北部においては、最大のマグニチュードが6.9程度と。発生確率においては6から11%ということでございます。

長良川上流断層帯においては、最大マグニチュードが7.3程度でございますが、発生確率としては不明でございます。

このようなことで、今、現在郡上市としては、発生確率が最も高い阿寺断層帯の地震想定をもとにして食料品の備蓄を23年度から3カ年計画で行っておるということでございます。

また、今後も国、県の地震災害被害調査等の結果を注視しながら、災害時の対応の準備を進めていきたいと思っています。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは、次の質問にいきますが、建築について、徳島県は断層上の建築を規制する条例の施行を受けて、規制対象の区域案を公表され、区域内では事業者には活断層の位置の調査を求めるほか、活断層の真上での新築、建てかえは避けることも義務づけるとあります。

徳島県によると、活断層上での建築規制を盛り込んだ条例は都道府県では初めてで、断層調査費用は事業者が負担で、通常50万円程度かかるとしております。区域内では、学校や病院、オフィス、商業施設、ホテル、マンションなど、多数の人が利用する一定規模以上の建物のほか、危険物の貯蔵施設の新築、建てかえが規制され、ことし4月1日に施行されたとあります。

全国で先駆けているのは、徳島県ですが、いずれは東南海大震災が予想されている今日、国からも規制の網がかかってくることは間違いないと想定をしますが、災害に備えての準備は早過ぎることはありません。

特に、八幡断層は、白鳥、大和、八幡を縦断しております。これに対する規制の準備は考えておられるでしょうか、質問をいたします。あったら具体的な説明をお願いします。なければ、今後の方針はどうかということ、以上を質問いたします。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今の田中議員の断層上での規制についてでございますけれども、今、言われました徳島県でございますけれども、徳島県におきましては、徳島県南海トラフ巨大地震等にかかわる震災に強い社会づくり条例ということで制定をしてみえます。この中では、先ほど言われましたように、区域が設定されておりまして、多数の人が利用する、先ほど言われたような施設等々が入るわけですが、その中で区域内に設置しようという方については、申請者のほうでその調査をし、知事と協議をするということが義務づけられておる条例ではございますけれども、郡上市におきましても、先ほど総務部長のほうから話がありましたように、幾つかの断層はございますけれども、現在、市ではその断層上での建築規制の予定はしておりませんし、県のほうにもいろいろお聞きしたところ、現在のところは、そういったようなことは考えていないということでございます。

他市におきましても、そういったところは今現在取り組んではおりませんといったようなところでは。

それで、将来的には、今、議員さんが言われましたように、規制等も予想はされる中でございますけれども、今後、県の御意見、また他市の状況等を十分情報も注意しながら考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） これは、いつ起きるかわからないようなことを心配し過ぎではないかと思われるかもしれませんが、最近の日本列島では、各地で頻りに地震が起こっております。それにテレビ、新聞などでも毎日のように東南海大地震や活断層のことなど報道されて、一面では国民に共感を感じさせるような場面もありますが、しかし、いま一度、郡上の地域として少しでも心の安堵感を与えるような政策を考え、大地震が起きたときを想定して、それなりの準備を重ねていく必要に迫られているものと思います。「備えあれば憂いなし」ということわざがあるとおりでございます。

それでは、次の質問に入ります。

地籍調査について質問をいたします。必要重点地域を優先順位にということを思いますが、私は、このことについて、以前にも申し上げたことがあります。住民に比較的關係のない奥山から地籍調査をしても、予算が市政や住民に直接反映されることは余りないと思います。もっともっと市街に近いところで、早急に地籍調査をしなければならないところがあります。

特に、東海北陸自動車道の沿線については、当時、道路公団が用地買収をしたときに、実測で買収しております。したがって、残地については、面積が登記面積の何倍もあるところもあれば、また、その反対に少ないところもあります。

特に、東海北陸自動車道沿線で市街地に近いところは非常に地価の高いところがあります。

質問として、なぜ東海北陸自動車を基準に地籍調査ができないのかを質問いたします。お願いします。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 地籍調査の件でございますけれども、まずちょっと最初に郡上市の地籍調査の状況でございますけれども、国有林を除いた対象面積としましては1,007.69平方キロが対象でございます。整備につきましては36.21キロ平方が済んでおりまして、整備率としましては3.6というまだまだ低い状況でございます。

今の御質問の件でもう少し市街地高速道路沿いから進められないかというお話ですけれども、現在、地籍調査については、おおむね小字単位で地区の同意をいただく中で実施しておりまして、1地区当たり5年ぐらいをめどに目標で進めております。それで、現在24年度末で14地区を実施中でございますけれども、郡上市に合併になってからは6地区を進めております。

それで、その6地区ですけれども、ここを進めておる理由としましては、高鷲地域でございますけれども、ここで合併してから6地区を今進めておりますけれども、ここでこの地区におきまして、以前県営の農政サイドでやまびこロードという道路を整備していただきました。その中で、やはり公図混乱地区が非常に多く、現在もまだ未登記状況でありまして、県道のほうへ引き取っていただけないといったようなこともございまして、そういった点も早急に図る必要があるということで現在進めておりますし、特に、山につきましては、山に入られる精通した方が非常に年々少なくなっていくというふうなこともございますし、そういった点からでもそういった理由で進めております。

今の市街地等の方へも進めていくことは十分必要かと思っておりますけれども、現在、市としましては、そういった公図上の混乱地区を重点にやはり実施しながら、現在進めておるのを早期に完成するという方向で考えておりますので、よろしく申し上げます。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは、次の質問ですが、地価の高いところでは、土地の面積が登記面積より多い、少ないによって固定資産税がかなり変わってきます。そのために、固定資産税の不公平を是正するための措置はとってあるのか、それともそのままなのか、そのことについてを質問いたします。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） ただいまの固定資産税の不公平を是正するための措置ということでございますが、まず、土地の課税台帳の登録事項においては、地方税法第381条に規定されてございます。ここでは、所在地番地、地籍、登記名義人とか、住所、氏名等々が記載するようになっていることになってございます。

また、地籍の認定については、総務省の告示の固定資産評価基準に規定がございます。ここでは、登記のある土地については、登記面積と、登記簿の面積、登記のない土地については、現況面積ということでございます。

特に、御質問の地籍については、実測しなければ登記簿面積との整合性の判断はできません。

それとまた、適正評価のために、市内の土地全筆について実測を行うことは、非常に時間的にも技術的にも困難を伴うものでございます。

それとまた、一部の土地だけを実測結果を用いて課税することにおいては、税負担の不均等をもたらすということ。このようなことによって課税面積は、登記面積によることになっているということでございます。

それで、主として、措置としましては、所有者による実測の地籍公正の登記をお願いしていると。

また、平成17年以降においては、不動産登記法の改正によって、土地の分筆時に当該筆の登記面積と実測面積の誤差が一定範囲を超えるものについては、地籍公正登記を行われなければならないということで、今、その辺の是正をしつつあるということでございます。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 地籍調査とは、100年かかっても終わるものではないということを言われておりますが、日本全国でどこの市町村でも行っていることで、他の市町村では、国道や鉄道を起点に地籍調査を行っているところもあると伺っております。

今、郡上市で、山奥から地籍調査を始めても、地籍調査の効果が一向に見えてきません。たとえ面積は小さくても効果のあらわれるところから始めるべきではないかということを思います。それだけつけ加えまして次の質問に入ります。

消防団のことですが、緊急出動について、去る5月9日に、白鳥町で火災が発生しました。最近、非常に火災が市内でも多発しております。私は、そのときに地元におりませんでしたので、早速帰ってきましたが、現場付近の人たちの話によりますと、一齐に消防車が来るのが遅い。火事だと消防署に通報してから相当の時間がたっていると言われ、相当の時間とはどれぐらいかわかりませんが、遅いと言ってもだんだんありますが、すぐ近くに消防車の倉庫もあったのだから、それまではないにしても現場に消防車が駆けつけたのが確かに遅かったようで、もっと早く消防車が来れば、被害も少なかったのと言われまして、私も返答に戸惑った次第です。

ここで消防活動の今後の教訓のためにも、実情はどうであったかを明確にしていきたいと思っております。

まず、通報が何時にあったか。出動命令が何時か。消防車が現場に到着したのは何時くらいか。また、消防車は、何台出動したのか。また、近くに防火水槽はあったのか。それに、消火栓の使用状況は、そのとき消防長はどこにおられたか。また、現場を確認されたか。

以上を明確に報告をしていただきたいと思っております。質問いたします。

○議長（清水敏夫君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） それでは、5月9日に白鳥町で発生をしました出動状況等についてお答えをさせていただきます。

まず、119番通報があった、これ覚知時間と言いますけども、この時間は22時10分です。北消防署に指令を出した時間ですが、これが22時15分です。したがって、覚知から北署へ指令を出した時間は4分51秒です。この通報は携帯電話からのものであったんですが、通常、発信位置がわかるGPS機能付きの携帯電話の119番通報では、おおむね覚知から約2分前半で各署所に出動指令を出しております。

今回の第一通報者の方は、地元の人でなくて、地理に不案内で、かつ携帯電話で現場から約900メートルほど離れたところから通報されてみえました。といったようなことで、ちょっと発生場所の特定に時間を要しました。

ちなみに一般の住宅についている電話ですね。これ固定電話と言っておりますけど、この固定電話からの通報では、各署所に指令を出すまでの時間は約1分前半で指令を出しております。

参考までに、今回の火災に限らず、消防車とか救急車を待ってみえる市民の方は、いつも来るのが遅いというふうに思われますし、そういうふうに言われますけれども、広島県にあります福山大学心理学科の松田文子教授によりますと、実際の経過時間が10分であっても、心で感じる時間は心理的な状況によって変わります。その人固有の生理的時間が早く、興奮し、注意を集中しているときに、多くの物事が起きたとき、時間を長く感じて10分が15分にも20分にも感じるというふうに言われております。

それから、出動時間のほうですけど、これは22時17分で、北署へ指令を出してから消防車が車庫を出るまでの時間、これは1分44秒です。

次に、現場到着時間ですが、22時21分です。出場をしてから現場到着するまでの時間は3分51秒です。

消防団のほうは、北消防署の消火隊が到着した後、二、三分後に到着しております。

それから、放水開始時間、これは22時23分です。現場到着をしてから現場を、確認をして、放水場所を決めて、ホースを延長して放水を開始するまでの時間は1分59秒ということになります。消防団の放水開始時間は22時30分です。

それから、ほかへの延焼危険がなくなった、これ鎮圧時間と言っておりますけれども、これは23時ちょうどです。119番の覚知から鎮圧までの時間は50分です。

それから、鎮火時間と言っておりますけど、再燃の危険がなくなった時間ですが、これが23時28分で、覚知から鎮火までに要した時間は、トータル78分ということになります。

それから、出動車両ですが、消防本部は5台、17名です。消防団のほうは12台、140名の出動をしていただきました。

それから、水利の状況ですが、半径200メートル以内に消火栓が4カ所ありますし、半径400メートル以内に防火水槽が2カ所あります。それから、被災した建物の敷地の前には、用水路が流れております。

結局、使用した水利のほうは、消防署が消火栓を1カ所使用しました。それから、消防団のほうは、全て用水路を使用して消火活動を行いました。

それから、私の動向ですが、火災発生時は自宅にいました。これはメールで確認をしまして、すぐに消防本部のほうへ出向きまして、指令課で状況を確認し、その後に火災現場のほうへ行きます。

して、出火建物を確認しております。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは、次の質問に入りますが、次に防火水槽について、私は今年の3月に質問をしておりますが、そのときの答弁で、八幡は吉田川が町の中央を流れているので、水系は非常によいと言われましたが、その後、地図で八幡町内をちょっとはかってみました。

消防車が1台で登載しているホースの範囲内で届かない場所が広範囲にわたってあります。したがって、防火水槽をそういうところにもっと何か所かつくるべきです。これは八幡だけでなく、郡上市全体においてつくるべきだと思いますが、24年度で防火水槽を新設したところがありましたら場所、件数などを示していただきたいと思います。

また、消火栓の配置については、どうかということです。今後の消火方針について、また、どうかということもあわせて質問いたします。お願いします。

○議長（清水敏夫君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） まず、平成24年度の防火水槽の設置件数ですが、八幡が2カ所、大和が1カ所、美並が1カ所、和良1カ所ということで、計5カ所に40立米の耐震防火水槽を設置しております。

それから、平成17年から24年までの8年間ですが、37カ所に防火水槽を設置しております。25年度は、5カ所に防火水槽の設置を予定しております。

次に、現在の市内の防火水槽の数ですけど、全部で760カ所、うち白鳥町には144カ所です。消火栓については、全部で3,545カ所、うち白鳥については776カ所を設置しております。

市内の消防水利の充足率ですが、これは現在76.5%です。県の平均は63.2%です。この充足率の求め方なんです、家のない田んぼとか畑も含めた地域全体の面積をもとに算出しておりますので、建物のあるところだけを見れば、設置充足率は90%以上となります。

それから、消火栓は消防水利の基準に基づき半径60メートルを基準にして配置をしております。

それから、防火水槽については、自然水利への進入路がなかったり、それから、水量が乏しい地域を優先して設置しているところなんです。今後も計画的に設置をしていきます。

次に、八幡町市街地と吉田川の関係であります、消防団車両のホース、平均の積載本数なんです、可搬ポンプ積載車は10本、それから、消防ポンプ自動車は15本を積載しております。

それで、八幡市街地の吉田川から東側の山までの直線距離なんです、これは新町を通るラインで、おおむね320メートルほどあります。この距離は、車両、消防団の車両2台分でホースが届く状況ですので、中継送水等で対応をしていきます。

最後に、今後の消火方針ということですが、今までどおり、消防本部は火点直近を原則とします。最短位置にあります水利へ部署するか、または、消防団のほうへ補水をお願いしていきます。

また、消防団のほうは、消火栓というのは、水量の容量に限りがありますので、努めて自然水利、または、防火水槽への部署を優先していただきます。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 今、ホースの届かないところは、2台で中継してということをおっしゃいましたが、やはり中継をするということは時間もかかりますし、即届けるような体制をとってほしいと思います。

一旦火災が発生すると、その付近の住民は、とにかく消防車が早く来てくれないかと思う気持ちは、本当にもう1分待つのが、5分も10分かかったような立ちを思うものです。

しかし、今後のあってはならない火災がもしも発生したときは、当たり前のこととはいえ、的確な判断の上に敏速な出動ができるように心がけていただくことをまず念ずるものであります。

もう時間がなくなりましたので、中国木材のことについて一応質問をするようお願いしておりましたが、これは木材の搬入をする組合についてということで質問をする予定でしたが、次に質問される議員と内容が同じようなこともありましたので、そちらのほうで回答をしていただきたいと思います。

もう時間が来ましたので、以上で私の質問を終わります。

○議長（清水敏夫君） 以上で田中和幸君の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時39分)

○議長（清水敏夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 森 喜 人 君

○議長（清水敏夫君） 3番 森喜人君の質問を許可いたします。

3番 森喜人君。

○3番（森 喜人君） それでは、議長から発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

きょうは、3点ということで、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、先回の議会で質問ができなかった内容なんですけど、雇用問題ということでございます。このことにつきましては、内容としてはブラック企業という中身なんですけれども、このものが郡上市にこういったものがあるのかどうかというようなことから、郡上市の対応、対策と申しますか、そうしたことも含めてお答えをいただきたいなと思っております。

今、かつては、かつてって、今もそうなんですけど、労働組合がかなり強いところは、働いている人たちの考え方、また、主張を労働組合がまとめて資本家のほうに発言をしておりましたけれども、今、最近では労働組合の組織率もかなり低下をいたしております。

実は、私の友達に、労働組合の幹部がおりましたけれども、かつて亡くなってしまいましたが、彼は本当に全国を行脚しながら、組合の組織を強化していたわけでありまして。

私は、その彼と話をしながら、労働組合は何であるのかというようなことも話しながら、資本家があつて労働組合があるんだと、会社があつて労働組合があるんだっていう話もしたことあるんですけども、しかし今、そうした労働組合の組織率が下がってまいりましたが、この二千四年、五年、小泉構造内閣によりまして、かなり労働の状況が変わってまいりました。

今は、非正規雇用、そして正規雇用というふうに分かれて、この2層でもかなりの格差があります。非正規雇用っていうのは、もうずっとバイトのような仕事でありまして、なかなか保険にも入れてもらえないとか、非常に低賃金のこの人たち、そうした層と、それから、正規雇用という形であるわけでありまして、このブラック企業っていうのは、正規雇用に入る人たちの話であります。大企業にいたしましても、今、大学生とか高校生とか、本当にバランスシートでネットで実は入社をしていくわけでありまして、100ないし200ぐらいの企業を受けるわけでありましてけれども、顔の見えないその資格試験と申しますか、入社試験でありますけれども、そういう中で優秀な子たちは、何とかそういう優秀な企業に、大企業に入っていくわけでありまして。

しかし、そうした大企業に入っていくしましても、その企業に合わない子たちもたくさんおられて、そうした子たちが、2年、3年するうちにふるい落とされていくわけですね。もうそれまでは非常に優秀な子たちだったんですけども、企業に入った途端に、その企業の方針に合わないということで、知らず知らずのうちに首をしめられて、そしてやめていかざるを得なくなっていく。そのころには、そういった人たちは廃人になってしまうわけでありまして。そして、次に、この企業に勤めようと思っても、なかなか勤められないというふうになってしまう。

これがブラック企業の象徴と申しますか、そういうふうになっていくわけですが、郡上にはそうした大きな企業はありませんけれども、しかし、そうした若い子たちが勤める中で、そうした雇用状況の中で、やっぱり勤めていてもなかなかうまくいかない中で、非常に厳しい状況があるんじゃないかなというふうに思っております。

そうしたことが、郡上市にあるのかどうかということをお聞きしたいというふうに思います。よ

ろしく願います。

○議長（清水敏夫君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今、ブラック企業ということをおっしゃいました。私も今回、前回の御質問でこのブラック企業という言葉が森議員の御質問の中で初めて意識をしたわけですが、厳密な定義があるわけではないようなのでございますけれども、いわば言ってみれば労働基準法とか、そうしたものを著しく逸脱をしたような形で、就職を推奨はできない。あるいは、既にそういった企業に就職しておられるならば、できるだけそういった企業から早く離職をすべきことを推奨するような企業というふうにも定義づけられておるようなのでございますが、そういった企業が郡上市内にあるかどうかという御質問については、郡上市としては、そのような企業があるということの認知はしておりません。

これは、立場によってもいろいろあるかと思しますので、例えば、郡上市内においても、先ほど御指摘がありましたように、正規とか非正規とかっていう、こういう厳しい状況もございますし、あるいは先日も郡上市の雇用促進協議会があったんですけども、最近の若い方々の中で、やはりせっかく就職をしたんだけど、割と短期間にやめてしまわれるという方もいらっしゃる、こういう話もございましたが、これはまた、どういう原因でおやめになったかというようなこともいろいろあると思しますので、重ねて申し上げますが、私ども郡上市として、郡上市にそういう意味で著しくそういう何か就業者を不当に扱ってるという企業があるということをして市の段階としては、認知をいたしておりません。

（3番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 確かにそういうふうにはしかお答えできないだろうと思います。

そして、私は、このことをとやかく言うといえますか、じゃなくて、いかにして教育を充実していくのかということが重要だというふうに思っております。

先ほどもお話がありましたけれども、新しい新規で入られた人たちに対しては、しっかりとした新規の新人の教育をされるということを今年度から取り組まれるということで、非常にいいことだと思いますが、私は、ずっと見ておりますと、新人ではなくて、やっぱり中堅の人たちにおいても、また、社長とか、そういう幹部の方々におきましても、やはり教育というのは、いつまでも必要だというふうに思いますので、そうしたことを意識して、ぜひ商工会であるとか、その商工観光部とぜひいろんなことを検討していただいて、各この郡上の企業に対して提案をされるとか、そうしたことをどんどん進めていっていただきたいなということだけお話をさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

2つ目に入っていきたいと思いますが、今度は、郡上林業の将来についてということでございます。

これは、中国木材の誘致ということによって非常に明るいものができてきたのではないかなど。ここに来てようやく林業の将来を語れる、そういうときに来たのかなというふうに思っておりますけれども、ただ、私は、林業に携わっているわけでもありませんし、本当に素人でございます。そうした意味では、林業関係者の皆様方には、ちょっと僭越でございますけれども、この質問をさせていただきたいということでお許しをいただきたいというふうに思っております。

農業につきましては、最近TPPの問題がありますので、非常に注目もされておりますが、林業におきましては、なかなか話題にも上がらないというようなことでございまして、ここに来てようやくそういう話ができるわけでございます。

この中国木材につきましては、日置市長の最初の企業誘致ということだと思います。そして、郡上に最も必要な事業であるということでもあろうかというふうに思います。

そして、この中身といいますか、この期待と不安が非常にいっぱいだというふうに思うんですね。私は、この郡上林業が成功すれば、まさに全国へ普及をしていくといいますか、一つの一点突破となって、モデル地域となってどんどん日本に、日本国中に広げていけるのではないかなというふうに思っているわけでありまして。まさに日本林業の最先端をこれから郡上市は歩もうとしてるんだなということは思うわけでありまして、しかし、この中国木材という会社は、まさに日本ナンバーワンの製材工業であります。100万立米を超える材を扱っているわけでありまして、唯一、欧米巨大木材産業に匹敵する、そういう会社なわけでありまして。そうした会社が郡上市に来るとすることは、とんでもないことであります。

そして、このアメリカのウェアーハウザーという、これは複合林産企業だそうですが、アメリカのウェアーハウザー社と結びつきまして、そして、この外材を輸入し続けてきたと。厳しいこの林業の時代にもまさにそうしたアメリカと結びついてやってこられたこの会社であります。果たしてどれだけ太刀打ちできるのかなという不安もあるわけでありまして。そうした不安がありまして、とりあえずこの中国木材の誘致の経緯と、それから、現状について市長からお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 中国木材の関連の製材工場の誘致につきましての御質問でありますけれども、経緯を申し上げますと、平成24年、年が明けてからだったと思います。年度で言いますと23年度末であったと思いますけれども、県の林政部のほうからこの広島県呉市に本拠を置く中国木材株式会社が、いわゆる国産材の製材という分野に今後進出をするということで、この中部圏内にどこか製材工場の適地というものを探していると。そして、郡上の持っている大変な森林資源というような

ものもあって、この郡上市も一つの候補地であると。郡上市はどう考えるかと、こういうお話がございました。

そういうことで、私どもとしては、戦後営々として築いてまいりました郡上の森林資源というものを有効に活用して、やはり林産業、こういうものを発展させることができ得るならば、これはいいお話ではないかということで、県の林政部ともいろいろ相談をしてまいりました。

必ずしも郡上市1カ所に絞っていたわけではないようでございまして、中国木材さんのほうは、いろんなところの可能性というのも御検討をされたようでございますが、最終的には郡上市という方向にだんだん双方まとまりまして、私も平成24年の12月だったかと思いますが、先ほど申し上げました広島県呉市の本社へ伺いまして、先方の社長さんにもお会いしましたし、先ほどお話がございました、専用岸壁と専用の木材輸送船を持って大変な規模の製材をやっている呉市の製材工場も現地を見てまいりました。

そして、社長さんともいろいろお話をして、郡上市の林業のためにも向こうもぜひ役に立ちたいと、こういうようなお話でございますので、平成25年のことしになってでございますが、1月23日に双方でいわば協定を結んで、今今日に至っていると、こういうことでございます。

その後の進捗状況でございますけれども、今この郡上市への進出は、中国木材という会社が即進出をその事業主体となって進出をするわけではなくて、中国木材関連の子会社のようなものをおつくりになって、そことそれから、岐阜県内の例えば県信連であるとか、郡上森林組合であるとかといった、この地元の事業体と事業協同組合というものを設立して、そして、現在予定されている白鳥町のほうへ製材工場を整備していくと、こういうものでございまして、今のところいろいろと準備を進めておりますが、おおむねその事業主体となるべき事業協同組合を8月末までには設立をしたいということで、今準備が進んでおりますし、今用地の最終的な手当等も進行中でございますし、当然、現在あるところを、拡張をしなければいけませんので、そうしたことの土地開発関係の手続がおおむねことしの11月ぐらいまでには終えたいということでございまして、そういうことで、実際の用地の造成をしたり、あるいはこれから建屋の整備とか、施設の配置とかという形になると思っておりますけれども、協定を締結した当時は来年26年の秋ごろというふうに私は聞かされておりましたが、今のところは若干おくれ目の感じで、26年の年内ぐらいまでにそうした現場での製材工場の整備ができて、明けて27年の1月ぐらいから、いわば試験的なあれも含めて試験操業の開始ができるのではないかとこのように今お聞きをいたしているところでございます。

(3番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) 考えれば考えるほど、私は今の話はありがたい話なんですが、課題がかなり多いなということを実は勉強すればするほど感じさせていただいております。

今の通告の中では、日本の林業と、それから、ほかの国の林業との違いということで上げさせていただきましたけれども、日本林業の歴史というのは、本当に戦後ずっと木を切り尽くしてしまっていて、それであとは外材に頼ってきたわけではありますが、その当時は、かなり材価も高く、それから、安い賃金で、本当に経営努力もしないまま、この林業というのが、日本の林業というのが成立してしまったわけではありますが、そこに不幸があつて、いまだに日本の林業っていうのは、そんなに形が、形態が変わっていないといいますが、言ってみれば努力不足といいますが、そういった状況が続いているというふうに本を読むと書いてあります。

そうした木材伐採のルールとか、そうしたこともかなり不十分、あいまいでありますし、それから、林、木を持っている、山を持っている、そうした方々へのサポートシステムもないと。そして、木材生産や林業整備に不可欠な路網ですね、作業道もないと。そして、不十分であると。それから、境界線なんかも、かなりこれ不明確なままであります。

そうした状況が、いまだに、戦後いまだに今までずっと続いている中で、どんどんどんどん日本の林業は、衰退の一途をたどってきたわけではありますが、ここに来て、果たしてこのいわゆる他国といいますが、ヨーロッパ、欧米ですね。欧米の国々の林業に果たして50年、60年おくらせてしまったこの日本林業が果たして追いつくことができるんだろうかということが非常に不安になってくるわけがあります。

戦後1,000万ヘクタールの拡大造林をずっと続けてまいりましたけれども、これを保育ということですね。ずっと育ててきたわけではありますが、今まさに50年ぐらいたって、伐期を迎えて、そして、チャンスが来ているんだということなんですけれども、しかし今、1960年ごろは9割が、日本自給率は9割が自分の国でやってたんですが、現在は2割の自給率であると。それから、林業就業人口も4万8,000人程度。そして、平均年齢が50歳以上、65歳以上が3割ということでございます。

ドイツですね、ヨーロッパのドイツなんかは、この林業の就業人口は100万人ということで、これはまさに他産業の中でもトップ、自動車産業であるとか、IT産業、全て産業ありますが、その中で実は、この木材産業は、トップだという状況なんです。

そんな中で、果たして日本はどういうふうやっていくのかということなんです、ヨーロッパでは、木材生産、それは、産業が活発で、森林の多面的機能の発揮に熱心であると。それから、所有形態や地形、賃金コスト、こういったものは日本に近いところがあるんだということなんです、非常に材を高度加工する作業も盛んであったり、それから、森林の管理、それから、理論、技術も高度化して、非常に科学的なデータがあつて、着実に森林を守り、そして、育ててきているという状況であります。

例えば、皆抜ですね。皆抜、かつて農林部長にも聞いたんですが、皆抜も一つの方法だということだったんですけれども、皆抜というのは、生きている木を根こそぎ伐採をしていくわけであり

ますけれども、これは九州で大きな問題になったわけであります。

皆抜というのは、これは先進国では、森林法によって許されていないというふうに言われてます。まさに違法伐採であって、これは、日本においては、法整備も不十分だというふうなことが言われております。そうした、皆抜の問題も日本では全く解決もされていないということであります。

それから、林業機械ですね。林業機械なんかはヨーロッパは、ハーベストと言って、伐採とか造林の造材のそういう切る機械、それから、フォワーダという運搬の機械とか、そうしたタイヤつきの機械なんですけれども、日本の機械というのは、建設用キャタピラー駆動のそういう機械が使われているということで、本当に林業については、全くこの日本の林業はおくれてしまっているというような中で、果たしてこの欧米と比べて極めておくれてしまっている、この日本の林業という視点をどのように思われるかということをお聞きしたいというように思います。よろしくお願ひします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 日本の林業の歴史というものを戦後から見ますと、今森議員がおっしゃったように、日本は戦災復興というようなことで、大量の住宅用の木材が必要とされたというような中で大変な伐採が行われ、民有林だけでは、当然、足りなくて、官材の放出と。いわゆる国有林の放出ですね。こういったことも行われ、そういう中で、非常な木材需要があるという中で外材の導入というのが始まって、今度は外材のほうが非常に多くなってしまって、国産材というものの非常に値段が下がるというような、あるいはシェアも落ちるといようなことになってきたわけでございますけれども、ただ、日本の林業が歴史がないかということ、そうではなくて、徳川林政史とか、徳川時代の林業あるいは明治になってからの金原明善とか、そういう人たちのやはり造林・林業思想というものは非常に、やはりこれはこれで日本の林業として見るべきものがあるというふうに私は思っています。

徳川時代はよく言われるように、ヒノキ1本首1つというくらい厳しい、まさに伐採制限などが藩有林なんかでは行われたわけでございますし、そういう決して日本の林業も戦後見られるような形だけではない時代もあったわけでありますけれども、今お話があったように、戦後はそういう経路をたどったということだと思います。

ドイツの林業、森林林業とのお話がありました。この前、民主党政権の時代でございましたが、森林林業再生プランというものがつくられて、その理論的支柱になられた梶山さんとおっしゃる富士通総研の出身の方で、内閣審議官にもなられた、その方の「日本林業はよみがえる」という御本がございますが、そういう中にドイツの林業の様子とか、ヨーロッパの林業の様子とか、いろいろ書いてございますが、日本の林業と比べると、私は、違いは、1つは、一口に森林と言ってもヨーロッパの森林と日本の森林、特にドイツの森林と日本の森林なんかは、非常に違うというふうに思

います。向こうは先ほどおっしゃったような機械なんかはかなり導入しやすい地形でもあるし、また、その作業道、林道というようなもののヘクタール当たり敷かれている林業基盤と申しますか、そういうものも日本と全然違うという中で、ドイツの林業なんかは、今日があるというふうに思います。もちろん、そのドイツなんかの現在の現状を確立するためには、非常にやはり長いドイツ林業の歴史があるというふうに思います。

そういう中で、果たして今回のまさに森林林業再生プランというのは、そうしたドイツやなんかのヨーロッパの林業等をお手本としながら、10年後には国産材の供給率を50%以上にしようというようなことで今進められているということでございますが、なかなか難しい問題はいろいろあるというふうに私は思っています。なかなか机上でこうプランを立てたとおりにいくとは必ずしも限らないということだと思いますが、今しかし戦後蓄積をしてきた日本の山林というものをやはり今度は、戦後はそういうもう急激な木材需要というものの中で、ああいう事態が起こったわけですが、100年、200年のやはり長期的な展望の中で、その日本の森林というものをやはり持続可能な森林という形で持っていく必要があるというふうに思っております。

今回の中国木材関係のこの大きな製材工場の郡上市への導入ということについても、大きな製材工場が来た。それで、これまで営々として築いてきた郡上市の森林をもう片っ端から切って材木にするというようなことではなくて、やはり長期的に見ながら、その資源の持続ということを考え、あるいはまた環境面に及ぼす影響、そういったようなことも考えて、やはりこうした大きなインパクトを持つ製材工場に対して今度は戦後六十何年の経験を踏まえた賢い山づくりということが求められていると思いますし、それをやはり郡上の私ども行政もそうですが、森林の所有者もそうですし、林業関係の人たちも、そこをみんなで手を組んで対応していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

(3番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 次に、森林組合の立ち位置ということで、今ずっと市長お話されましたので、私も梶山さんの本を読ませていただきましたので、それもかなり参考にさせていただいて質問しています。

森林組合の中で、日吉町、京都府の日吉町森林組合っていうのが出てました。これがまさに日本の森林組合の最先端をいってるんじゃないかなというふうに思っております。

1万ヘクタールですか。1万ヘクタールの中で、人工林が4,000ヘクタールと。その日吉町がですね。まさにこの郡上の大体20分の1ですかね。20分の1面積、それから、郡上の人工林が4万9,458ヘクタールだそうですから、大体12分の1ですか。人工林の規模がですね。ですから、規模はかなり小さいと言えば小さいわけですが、10年間でずっと間伐を、一巡をするというような計画

をしっかり立ててやっておられるというところが実はあるわけであります。

郡上市の年間の成長率は27万立米だということなんですが、この成長率に応じた間伐ということも必要になってくるわけであります。

この日吉町森林組合の一番いいところは、将来の目標財形を念頭に、劣勢木を中心に行っていると、間伐を行っている。それから、合板用材に4割、パルプ用材に4割、それから、製材用材に2割と。木を全部活用するというようにしておられるわけでありまして、そして、この作業道のコンセプトが、要するに所有者が容易に自分で山に登っていけるような、そういうことが一つのコンセプトにしてあって、みんな、所有者みんなが山へ上っていけるというようなことをスローガンにしてやっておられるんだということであります。

それから、切り捨て間伐時代から、今はもう利用間伐になってますが、切り捨て間伐時代からこの境界をずっと確認して、それをしっかりとデータベース化をしているというようなことであるとか、それから、7割が民有林からの受託による間伐だと。基本的に公共事業がほとんどでありますし、もちろん郡上の森林組合も民有林をやっていないわけではありませんけれども、どうしても優先順位が決まっていったりとか、それから、この作業道がないところまで行って、そして、やらなきゃいけないとか、計画性が非常に乏しいわけであります。

そして、一定規模の施業地の森林所有者のこの施業集約をして、境界を確認して、そして、路網の整備もずっとやってきたというふうに言われているわけであります。

郡上におきましても、私非常に森林組合の立場というのは、非常に重要だというふうに思いますけれども、もう一つ、国産の本格的な林業機械を初めて導入したと。日本第1号のフォワーダを導入したという意味でもこの森林組合は先端をいっているということなんですが、この森林組合の立ち位置というのが、非常に重要であるということ。

それから、4つ目にも書いてありますが、まさに民間のその企業、民間の組合と申しますか、民間の人たちが集まる施業の団体ですね。そうしたものの関係、かかわり合いの中で、その施業を進めていくということが非常に重要だと思うんですけども、そこら辺のことをどのようにお考えなのかということをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 京都府の日吉町森林組合というのは、今、日吉町というのは、南丹市という市に合併をしております、京都市の北側にある町ですけども、まさに日吉町森林組合というのは、森林組合としては全国区の有名な、超有名な森林組合で、その施業のすぐれているところは、大変なものだというふうに私も認識しております。

湯浅さんという大変、これも超有名な参事さんがいらっしやいまして、今、どういってお立場からよっと存じませんが、郡上市へも実は来ていただきました。郡上の森林組合、あるいは、林業関係

者がお呼びをして、日吉町の森林組合の取り組みというのを二、三年前だと思いますが、お聞きしたことがございます。この中で、日吉町の森林組合は、非常にすぐれた取り組みをしておられるわけですが、今おっしゃったような機械の導入とか、いろんなことありますが、一番やはりキーポイントになってることは、森林組合の皆さんが汗をかいて、これはどこでもそうだろうと思いますが、ともすればやはり郡上でも大きな森林、山林をお持ちの方もいらっしゃると思いますが、非常に所有が細かく区分されている山林を、やはり施業を、集約化をすると。ここにやはり汗をかいていただいているということで、そういう中で、合理的なコストもある程度抑えられる施業ができているということではないかというふうに思います。

これから郡上の森林組合も今そういう湯浅さんなんかもお呼びをして、そうした勉強もしておられて、いわゆる提案型の施業集約化というような形で森林所有者に対して提案をしながら、そういう施業を集約化していくというような御努力を私はされてるというふうに認識をしております。

その証左といたしまして、平成21年度あたりと23年度あたりと、郡上森林組合のいわゆる素材生産量、こういったものも1年間に1万4,000立米ぐらいから2万1,000立米ぐらいにふえてきてるというふうに聞いておりますので、こうしたやはり線を、今後も努力をしていっていただきたいなというふうに思っております。

もちろん郡上市内には、森林組合はもちろん直接作業班を持って林産事業をやっておりますけれども、そのほかの民間の林業事業者が、これもまたいっぱいあるわけですから、そういうところとやはり連携をしながら、あるいは、そういう組合員の施業の集約というようなものをしながら、そういう民間事業者にもまたそういう実際の施業がやってもらえるような何か関係ができないかなというふうに思っております、この辺は、特に今回、中国木材関連のそういう製材工場が進出してくるのを機に、郡上の素材生産、林産業というものをどういう体制で、どういうふうにそれぞれ役割を果たしながら取り組んでいったらいいかということ、よく相談をしたい。その辺を今年度予算化した予算額としては、大したことないわけではありますが、そういう体制整備事業というようなものの中で、みんなで話し合っていきたいというふうに思います。

(3番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) それから、もうこの質問が最後ですが、環境を守りながら進める施業計画ということで、新会社を、施業会社を、設立をされるということでもありますけれども、この会社につきまして、いろんなところから聞かれるということなんですが、地元の小さな会社、地元で関係、いろんなこの林業の仕事をしておられる方々、そうした方々をどうされるのか。この新会社にどう組み入れていくのかということをお聞きしたいというふうに思いますし、それから、全森林所有者に対する専門的なサポート体制の構築が急がれると思いますけれども、どこからどのように始めて

いかれるのかということ、優先順位ですね。そうした戦略的取り組みについてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ただいま申し上げましたように、郡上市内には、山の仕事、いわゆる山の仕事というものにかかわっておられる方々は、ある程度会社組織をつくっておられるところもありますし、恐らく頼まれてあれでひとり親方のような形でごく少数の方でやっておられる方という方もいらっしゃると思います。そういう方が今回のかなり大きなそういう原木需要というようなものにどういうふうにかかわっていただけるか。場合によったら、そういう、今までは個人的なそういうひとり親方のような形でやっておられた方々が、あるいは共同事業体をおつくりになるという道もあるだろうというふうに思いますし、そういうことで、いろんな取り組みをこれから御相談の上、展開をしていただければいいというふうに思います。その辺について、私どもの農林水産部のほうも十分相談に乗りたいと思いますし、また、県の林政部なんかにも御指導いただきたいというふうに思っております。

それから、当然、こういう形で相当なインパクトをこれからの郡上の林業に対しても及ぼしていくわけでございますので、ひとつ、急がれるのは、この山の仕事にかかわる人材の育成ということであろうかと思えます。そういう意味では、今国の事業を受けて、県のほうでも例えば、そういう森林作業員、あるいはいろんな計画を立てたり、いろんな形で携わる、また、例えば、作業道なんかの作設に当たる技術者というような方についてのいろんな技術研修というようなものの道を持っているようでございますので、できるだけ郡上の山にかかわる仕事をされる方にもそういう研修なども受けていただいて、水準の高い山仕事ができる方々をやはり養成していくということが大事だろうというふうに思います。

（3番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 平成25年度予算でも、今言われましたように、人材育成の対策の予算もついておりますし、それから、機械の導入における高性能林業機械の使用に対する、そういう助成もついておりますので、そうしたものをぜひ活用していただきたいなというふうに思っております。本当に郡上の林業が発展をするように、心から祈りながら進めていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、いよいよ市長も岐阜県の市長会長になられまして、それから、東海地域の副会長にもなられたということでございます。

実は、私もスキーの関係の仕事を少しやってまして、営業に郡上市外に出ていくことがたくさんあります。そうしたときによく言われますのが、トップセールスですねって言われるんですね、私一応議員ですので。私のトップセールスだとちょっと困るんですけど、そのぐらい非常に関心が皆

さんあるということなんです。

ですから、この岐阜県のみならず、東海地域の各県、もしくは各市町村にもかなり影響力のある日置市長でありますので、どのようなおつもりで、これから1年間、そうした郡上を売るトップセールスをやられるのかということをお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今般、岐阜県市長会長という役割が回ってきたんですが、これは当番制のようなものでございまして、ブロックごとに1年ずつ交代でやってるのがたまたま回ってきたということございまして、まだ自分の気持ちとしては、そのような立場に立つのは早いというふうに思っておるわけでございますが、しかし、そういうことになりましたので、この1年間、県下21市の市長さん、他の20市の市長さん方の御用聞きということで務めたいというふうに思っておりますが、それはそれといたしまして、市長として郡上市のいろんなPRということはこれまた一生懸命やりたいというふうに思っております。

近い期間におきましても、例えば、イオングループの名古屋の熱田店における郡上物産のセールスであるとか、そんなようなこと。あるいはこれからいよいよ郡上おどり、白鳥おどりのシーズンでございますが、そういったときにも、できるだけ地域外における郡上のPRというようなことをしたいというふうに思っています。

今度、東京で行われる青山の「郡上おどり in 青山」等においても、東京における、関東における郡上人会というようなものも呼び集めまして、関係者を、お呼びをいたしまして、いろいろと郡上のPRあるいは応援団をつくるというようなことに努力したいというふうに思います。

また、市長会長という立場とは直接、最初は関係なかったんですが、ことしの秋には東海市長会という東海地域96市の市長の集まる会がございまして、それを10月にこの郡上市で行うという誘致をしたわけでございますが、そういった折に郡上をよくPRしたいというふうに思います。いずれにいたしましても、郡上市のPRということについては、でき得る限り先頭に立って努力をしてみたいというふうに思います。

（3番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 森喜人君。

○3番（森喜人君） 何といたしまして、市長にしかできないことが、この内容でございますので、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で森喜人君の質問を終了いたします。

◇ 兼 山 悌 孝 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、5番 兼山悌孝君の質問を許可いたします。

5番 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） こんにちは。くじ運が悪くて、立て続けの二番煎じということになってしまって、修正する時間もないんですけれども、二番煎じついでに、ドイツの話が出ましたので、私もドイツに研修に行って山を見てきましたので、ついでに話させていただきたいと思いますが、日本とドイツというのは、基本的に木の文化と石の文化の違いみたいなのがありまして、考えるスパンが、やっぱり向こうは長いかな。まちづくりにしても、あるいは森づくりにしても、計画的に長いスパンを持ってやっておられる。似ているところは、第二次世界大戦でドイツもやっぱり山が焼けてなくなってしまったそうですね、木が。これはいかんということで、そのドイツは森をつくった。もともとドイツというのは、森に親しむということで、人は森から生まれて、森に帰るというようなことわざがあるそうで、地名なんかにも、やっぱり何々の森っていう地名があるんですね。そのぐらいドイツっていうのは、日本とは違った面で森に対して、あるいは木に対してかなり愛着を持っておられる。

日本も焼けたわけではないですけれども、やはりさっきの話のように、第二次世界大戦の復興で木が足らんようになったと。そんな中で、輸入の自由化の第1号として木がなくなってしまったと。そこで、現在に至って材が崩れているということなんですけれども、御存じの方あるかもしれませんけれども、先般、京都の東本願寺の御影堂ですね。あそこが建て直されたときに、あそこの屋根板20万枚というのが、これほとんど和良の材なんですね。明治時代に運んだという、100年ごとに建てかえるということらしいんですけれども、当時どういうふうには運ばれたかわからないですけれども、多分、売ったんじゃないしに寄附されたのかなと思うんですけども、かなり郡上もそういう面では山っていうのは、かなり神秘的に眠っているところやと思っておりますし、私たちも小さいころは、山っていうのは財産やでなというような話を聞いて育っております。

そういう中で先ほど3番議員の話にもありましたように、今回、その中国木材株式会社が、郡上に進出されるということに当たって、再度、森林産業、林業などに光が当たる時代が来るのかなと思っておいて大変期待をしておるところでございます。

まず先般、5月の23日あるいは24日と、議会が議会報告会と、それから、住民の方との意見交換やったんですけれども、その中で会場は白鳥の会場と八幡の会場でやったんですけれども、わかりやすいという話もあったかと思うんですけれども、やはりこの問題が出ました。

住民の中には、やはり対応されてる方と、それから、不安を持っておられる方、あったんですね。私たちとその内容が違うんですけれども、やはりその私たちもその内容を知りながらも期待と不安はあります。その中で今回質問をしようと思っておりますのは、今の素材を切って、出して、買ってもらうという、その流れの中ですね。この中で、行政っていうのは、人材育成したり、あるい

はいろんな助成をしていくわけなんですけれども、それ以前にその問題はあるんじゃないかというふうに思っておるわけです。

私たち、自分たちのその周辺を見ましても、ずっと人工造林をふやしてきて、それがかなり手入れされてないところがあるんですね。その中で、僕自身もそうなんですけれども、自分とこの山の境というのを本当に隣と話しながら、子どものころ来たことあるけども、もうずっと登ったらんもんで、木が育ってしまっ、隣の人もわからんし、自分達もわからんというところが結構あるんですね。

こういうのが、結構ネックになって、逆に言ったら、切って出すことばかり考えとったら進まん。事業化したものの結構その需要に追いついていかん。さっきの話とは逆に需要不足を起こすようなことになりはしないかという思いもあるんです。

そのさっきの地籍調査の話も出ましたけれども、簡易にGPSを使った境界の確定ですね。これをもう少し、今でもあろうとは思いますが、もう少し簡易にやって、それから、もう少し住民がそこに乗りやすいような施策を打ってもらって、中には、僕らのように、受け継いだけれども境がわからない。あるいは受け継いだけれども、自分とこの山がどこにあるかわからん人。あるいは地権がその外へ行っ取る人。そういう問題をスムーズに解決していく。なおかつそこで、例えば、行政と組合とあるいは地元の業者などが今度はそこへ手を入れていくような企業努力っていうんですか。それをしていく。そうなってくると、ある程度、山の資源ていうのが、スムーズに回っていくんじゃないかって思うんです。

その中で、今回それをええ機会として、今言いましたように、その簡易な境界確定にある程度行政がいろんな団体とタイアップしてできることはないだろうか。まず、1点はこれですけれども、まず1点、なら農林部長にお伺いします。

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） お答えをさせていただきたいと思います。

前段の部分で中国木材のお話ございましたけれども、この進出の件につきましては、私どももその木材の需要先ができるといったことから、これが郡上市の林業の振興に結びつけていけるんじゃないかということで、大変期待しとる部分もございます。そういったことにつきましては、やっぱり議員と同じような考えを持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、やっぱり所有者の方が、その境界がわからないということは確かにあると思ひます。これはなぜかということになってきますと、やっぱり先ほどから出ておりますように、やっぱり材の価格が安いといったことから、なかなかその山に対して関心が行ってないというようなことも確かにあるというふうにお願ひしております。

それで、市としても間伐等をこれから進めていきながら、また、集材等も進めていくという中で、議員おっしゃいますように、その境界を明確化していくということは、大変、重要なことだというふうに思っております。間伐一つとっても、境界がわからなければできないということになりますので、こういったことは非常に重要なことだと思っております、こういったことに対しまして、補助事業等もごさいます。現在は、こういった境界の明確化を希望する区域におきまして、農林事務所と連携をいたしまして、森林組合等、事業体と一緒にしまして座談会等を行いながら、境界の明確化に対する理解を求めているところでございます。

具体的には、例えば、一例としてでございますけれども、先ほど民間の業者との連携というようなことも言われたかと思っておりますけれども、本年度白鳥の阿多岐のほうで300ヘクタール、境界の明確化を行う予定をしております。これは、郡上の森づくり協同組合というところが、この組合自体は、市や県がこれまで支援をしながら、林業建設業と一緒に山づくりを進めていくというようなことの中からできた組織でございますけれども、建設業者7社でつくっておる組合でございます。ここが森林組合と連携をいたしまして、将来の要するに間伐、作業道づくりのために、まず、境界の明確化を行っていかうということで取り組んでいかれるものでございます。こういった例もございます。

市といたしましては、こういった例もございますように、今後も境界の明確化について、掘り起こしに取り組んでいきたいというふうに思っております。

先ほど補助事業もあるよということでございますけれども、この補助事業でございますけれども、補助事業もあるんですけれども、先ほど地籍測量がその地籍測量じゃなくて、簡単にできるものでGPSというふうなお話もございましたけれども、こういったことも使っております、地籍測量となると、登記簿まで直していかないとできないということになって、大変な事業になりますけれども、こういった森林の境界の明確化ということになりますと、そこまでしなくても、お互いにここが境ですよということがわかれば、それで施業が進めていけるということで、先ほど議員からもお話がありましたようなGPSを使った測量ということもやっております。

御存じです所以说うまでもないですけど、GPS測量っていうもの自体は、衛星の電波を利用いたしまして、空が見えるところであれば、自分の位置がわかるというようなことで、例えば、具体的には、カーナビであったり、携帯の位置情報システムなどに使われておるシステムでございますけれども、このシステムを利用して測量を行うことで、高速で高精度な測量ができるといったようなことから、例えば、それで測量をしておきますと、将来例えば、打ったくいがなくなっても、そのデータさえ残っておれば、ここが境界だよということがわかるというようなことで、しかも、それが先ほど言いましたように、地籍測量といったような手数を踏まなくても簡単に測量ができるというようなことから、そういったことも進めておりまして、現在この機械につきましては、森林組

合が持っておりますけれども、それ以外のところにつきましても、こういったことを、こういった機械の導入についても進めていくように指導をしていきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、こういったことで現地をそれぞれGPSを使ってもそれぞれお互いが所有者が出てきてもらわなければ、境界の測量もできませんので、お互いに山にもう一度関心を持ってもらうような手はずもしながら現地に出させていただいて、お互いがここが境界ですよってというような確認のできるような体制にも持っていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(5番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) ありがとうございます。ぜひこれを進めていただきたいと思います。やっぱりもう昔山で仕事したっていう人が、だんだんなくなる中で、僕たちも山で仕事をした人の話を聞くと、おまえんとこの山はあそこら辺にあって、境はあそこの尾根やぞというふうな、まだそういう生き字引のような方も見えますので、こういう方が元気なうちに、本当に1年でも早くそういう形になればいいと思っておりますので、ぜひともその中で今部長言われたように、やはりその森林に、自分とこの山に目がいく。これに目を向かせる、向けることも努力していただきたいと思いません。

それから、次に、環境のことなんですけれども、やはり木を搬出するには、昔は山の奥までキンマをつくったり、あるいは鉄柵っていつてワイヤー張って出したんですけれども、キンマというのは今どきかなり危険もありますし、なかなか難しいんですが、作業路ということになりますと、これがまた作業路の形態が年々変わる、昔とまた、一昔前と全然違いますよね。なかなかつくりにくくなった。

もう一つ、その作業路の問題は何かというと、安易につくり過ぎると、雨が降ったときに荒れるんですよね。今、私たちの和良の川なんかでも、昔の川と違う。その最大の原因は何ちゅうたら山なんですよね。山が荒れて、川底がだんだんだんだん山の小石とか土砂がたまって堆積していつて、深みがなくなっていく。あるいは、石の昔チチョコがおったような石の穴がなくなっていくということで、本当に破壊が早かったんですね。これの原因は何ったら、やはり荒れた作業道と、それから、手入れのおくれた山で下に草が生えんとこで、雨が降ると土が流れるということで山が荒れたんですね。

これをこの機会に、これも何とか解消できるようにできないかと思っておるんです。その問題は何かというと、今の作業道がつくりやすく、なおかつ横断なんかを荒れんような形でできるか。それに対して、今どんな作業道に対してのその対策があるかっていうことですね。

それから、あとは、上手にその施業指導していただいて、間伐促進いただければ、間伐のおくれ

によっていうその荒れ地が荒れるということはないと思うんですが、まず、その作業道のことに関して具体的に今、簡易につくれるものがあるのか。あるいは環境的にどのくらい配慮されているのか、ひとつ伺います。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） まず、作業道でございますけれども、県では災害に強い作業道づくりというのを進めておりまして、岐阜県作業道作設指針というのを策定しております。当該指針に路盤の補強の方法であるとか、例えば、洗い越しの施工についてどうするんやとかっていうようなことが定められておりまして、郡上市内で作業道を作設する場合には、事業者にもこのような指針を持ってくださいよというようなことで指導をしておるところでございます。

実際、こういったような作業指針があるわけですがけれども、ここの中には、例えば、施工の中で、切土についてはどうするんだとか、盛土についてはどうするんだとか、洗越はこうやってつくりなさいよとかいったようなことが指針として出ております。

それから、もう一つ、これ本当にきのうの新聞なんですけれども、きのうの岐阜新聞の中で、県の森林研究所が作業道の開設の手引書をつくったというようなことが、ちょうどきのうの岐阜新聞に載ってございましたけれども、こういった手引書を作成して、林業関係者への技術の普及に努めていくんだというようなことが出ておりますので、これも本当に新しい、こういった前からあったんでしょうけど、こういつて出すっていうのが新しいことになりますので、こういったこともこれから普及をしていきながら、災害が起きないように作業道づくりといったことに努めていきたいというふうに思っております。

もうひとつ、もう一点、つくりにくくなったんじゃないかというようなお話でございますけれども、例えばですけれども、補助事業のことを言いますと、路網整備加速化事業という事業があるわけでございますけれども、これはいわゆる基金を使った事業でございますので、この事業を使いまして、作業道ができるわけでございますが、これが平成24年度からちょっとこの補助体系が変わりまして、林業専用道と呼ばれるような高規格の、例えばメートル当たり2万5,000円というような高い値段の林道並みの作業道に対して補助しますよということと、もう一つは、逆に今度は極端に安くて、土砂の切り盛りだけでつくるようなメートル2,000円程度のクローラー運搬車が入るような道で、将来的には残さないというような作業道でございますけれども、そういった2種類に現在、平成24年度からそういうふうな状態になったというようなことがございまして、例えば、安全でカーブはこういうふうにとりましようとか、あるいは、洗越はこうやってつくりましようとかっていったような作業道につきましては、やはりその中間あたりの、例えば、メートル当たり1万4,000円であるとか、そういったようなものがあると、そういったこともできるなということなんですけれども、現在、その平成24年度からはその今の基金事業におきましては、その2つの種類し

かできなくなったというようなことがありますので、こういったことにつきましては、もう一度そういうものができるようにということで、私どもも県のほうに、県から国へ要望を上げていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(5番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) ありがとうございます。

やはりこれはジレンマですけれども、作業路は整備したいと。ところが自然は荒らしたくないということなんです、和良の山の中、結構勾配もきつい山がありまして、作業路も割と少ないんですけれども、ぜひとも何とか材の搬出だけはやって、少しでも和良の山に魅力を感じて、若い人が残ってきてくれたり、また、Iターンされる方があつたりするといいなと思つて期待をしておるものですから、ぜひマルチにこれをええ機会に進めていただきたいと思つたので、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、次に、何かタイトルは国会議員みたいなことを書いたんですけれども、日本の近代史ということで、今話題になつとる問題、マスコミ、メディアなんかでいろいろと問題になっておりますけれども、中には領土問題とか、あるいは従軍慰安婦の問題、先般、国連のCESCR——経済社会文化的権利委員会っていうんですけれども、ここから従軍慰安婦に対して妄言が出ないように、全国民に教育するように警告がなされたということなんですけれども、何か僕ら戦後の世代というのは、そういう問題が今出るんかいという話なんですよね。今出とつても、自分たちもそのしっかりした教育も受けとらんし、自分たちでかみ砕いたその判断をできない。今現在の子どもたちに僕らが正しいことを教えられてるかつちゅうと、これやつぱり教えられていないようなことで、じくじたる思ひがあるんです。

例えば、将来にわたつてそういう子どもたちが日本人として誇りを持って世界へ出ていけるかという心配もあります。とすると、本当にこの問題、ずるずるずるずるいつとつたんなら、時が解決してくれるんでなしに、もっともつとつと曲がつたようなことになるんじゃないかと、そういう恐れを抱いております。

それは、確かにこれは郡上の問題でなしに、日本の問題だとは思ふんですけれども、しかし、じゃあ国が今まで動かなんだやつを指くわえて見とるかという、せめて郡上で育つた子どもさんには、やはり愛着を持って、誇りを持って、社会人として育つてほしいという願ひがございます。

また、もう一つは、去年でしたかね。日本青年会議所、J Cが街角で地図に国境を描いてもらったんです。そしたら、正解率が物すごい低かつた。三十何%ぐらいしかなかつた。ということは、あらゆる世代によって日本の国境というのをなかなか周知してない、わからないという人が多かつた。

これもやっぱり自民党のある偉い方がテレビの中で日本の近代史をやってこなんだのは、日教組が悪かったんやと。日教組がそれをさせなんだというふうに答えられたことがあるんです。けれども、本当にそれだけやろうかと思うんですね。

例えば、極東軍事裁判、いわゆる東京裁判ですけれども、そこにやっぱり勝った国によって裁かれた。それを受け入れることができなかつたがために、教育ができにくかつたんやないか。これは僕の全くの私見ですけれども、あるんです。

それにしましても、やっぱりじゃあこの地域でどうしたらいいんや。どうもできんやないかっていって、指くわえて見とるわけにもいかんですし、毎日、子どもさんに接しておられる教育関係の方、僕らが子どもから今度はこういうことやったんよっていって教えてもらってもいいですけども、何してもこの問題に対して、こういう日本の中のたった小さなこういう郡上の中でもある程度これに対しての考え方、確立するような考え方があっていいと思うんですけれども、いかがでしょうか、お聞きします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 結論から申し上げますと、私、現在、編集されて子どもたちが使っている教科書に沿って、きちんと近現代史を学ぶ。そのことによって、ほとんどの問題は解決できるというふうに考えております。

それだけでは、説得力のない話かもしれませんので、まず最初に、これは、社会科に限ったことではありませんけれども、授業全体の中で、子どもたちにどういうものの見方、考え方を育てるかということですが、それは、自然にしろ、あるいは社会にしろ、歴史にしろ、文化にしろ、子どもたちが、そのことに対して基礎的、基本的な知識をきちんと身につけることと、それから自分で考えて、そして、判断をするという、そういう力を身につけるということがまずは大事だと思います。

あわせて、学んだことを実際の社会生活とか自分自身の生活に活かしていくということと、そのことを使いながら現在起きているさまざまな問題について自分なりに考えていくという、そういう力をつけるちゅうことが非常に大事だというふうに思っている。

そこで、社会科の授業で、学習指導要領で何が求められているかということについてまずお答えをしたいと思いますけれども、これは、学習指導要領の記述を、ちょっと紹介をさせていただきます。

1つは、国土や歴史に対する理解を深め、愛情を育てることとあります。もう1点は、社会的な事実や事象を資料などを活用して調べ、その意味を広い視野から考え判断をすること。3点目には、国際社会に生きる平和で民主的な国家社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を身につけるといふふうにあります。

この学習指導要領の記述に基づいて、社会科の特に、その昭和の歴史を中心にして、何を指導しなければならないかということについては、おおよそ5点ありますが、1点は、昭和初期から第2次世界大戦が終結するまでの政治や外交など、それから、中国やアジア諸国、欧米諸国との関連。2つ目は、空襲や原子爆弾の投下など、戦争による国民の被害、中国などアジア諸国へ多くの損害を与えたことなど、戦争の影響や被害。3点目に、日本国憲法など、戦後の民主的で平和的な国づくりのためのさまざまな改革と世界の動きの中での日本の建設。4点目が、高度成長など、経済や科学技術の発展、国民生活の向上や国際社会での役割。

こういったことを学んだ上で、これからの課題として人権や領土問題、アジアの国々との友好関係などということではありますが、この最後の点については、子どもたち一人一人にきちんと考えさせて、それなりのレポートをつくったり、主張をするという、そういったような学習になっています。

そこで、具体的に、ちょっと教科書の記述について、御紹介をさせていただきたいと思いますが、小学校の社会科ですけど、大体昭和の歴史を中心にして、これは近代の歴史がざっとですけど30時間、時間が配当されています。

2つの大きな組み立てになってまして、1つは、長く続いた戦争と人々の暮らし、もう1つが、新しい日本、それから、平和な日本という、そういう組み立てになっています。

長く続いた戦争と人々の暮らしの中では、「日本が中国で行った戦争はどのような戦争だったか」、こういう最初の見出しがついていて、この中では、満州事変から日中戦争、そのときに日本の侵略と、そして、中国の抵抗という内容が主な内容になっている。

それから、2点目として、戦争がどのようにして世界に広がったか。これは、第二次世界大戦と、それから、アジアの国々を戦場にしたということについて触れられている。

そして、3点目は、戦争中の国民生活はどうだったかと。このことについては、日本の戦時体制と、それから、空襲の被害等について記述されております。

4点目として、戦争はどのようにして終わったかということで、原爆の被害や空襲、そして、戦争の犠牲者、そういったことについて詳細に記述されている。

それが戦争を踏まえた上で、じゃあ新しい日本はどういう歩みをしたかということが、新しい日本、平和な日本ということで、今ここに示してあるように、戦後の日本では、どんな改革が行われたかということですか、世界の仲間入りをどういう過程で仲間入りをしていたかということですか、それから、日本がどのように発展をしたか。そして、これからの日本はどのような国を目指すか。これは、先ほど申し上げた6つ目の課題に当たるものです。

こうした内容が小学校ですけども、中学校でもほぼ同様の内容になっております。そこで、私としては、子どもたちが社会科の歴史を学んだときに、いろいろな世の中に出来事がありますけれ

ども、なぜ起きたのかという、そういった原因をきちっと考えることと。それが、結果、どういう結果をもたらしたか。これは、よかった部分も悪かった部分もあります。その悪かった部分、問題点といいますか、課題ですが、それが次の時代にどのように解決をされていったのか。あるいは、どのように解決しようとしたのかということも学んでもらいたいと思っています。

その上で、その歴史の流れの中で、私たちの先輩であり、あるいは先人である時代を担ってきた人々が、どういう願いを持って、どんな苦勞をし、そして、どう努力をしてきたかということ子どもたち一人一人がきちんと学ぶということが大事だと思います。

その際に、簡単に善悪で物事を見ないということをするためにも、さまざまな資料をきちんと子どもたちが自分の力で調べて、その上で、子どもたちなりの価値判断ができるという、そういった力をつけていって、いわば冷静にその社会の事実をきちんと見つめていくという力をつけるということが大事だろうということを思っております。

現在、どの学校でも、そういった考え方で社会科の学習が行われているというふうに私は捉えておりますので、子どもたちなりに今世の中で起きているさまざまなことについて、それぞれの子がそれぞれにものを考えて、その考えた上で、じゃあ自分はこれからの社会をどう生きていこうかということについては、考えているのではないかと思っております。

(5番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) もうやられておるということで、少しは安心したんですけれども、私たちの世代は、上の部分がなくて、世界に対して日本が確固たる進出していく上でその地位を築いて、そこで世界平和に貢献していくんですよ。それが日本人の役目みたいなことで、上の段ですね。このところがどういう事実があったかというのは、なかなかと言わなかったもので、満州事変にしろ、あるいは盧溝橋のことにしろ、私たちに教える大人がその受けた教育っていうのが、定かではなかった。

マッカーサーが、戦争が終わって日本へおりに来たときに、日本の国民は12歳で知能がとまると言ったそうなんです。これは、ナショナリズムが強過ぎると、やっぱり知能っていうのは抑えられるというんですかね。現在もあるとは言いませんけれども、確かにそういうことだと思っております。

やはり事実っていうのは、そのときそのときによってある程度見方も変わってきますし、心配するのは子どもたちが判断をする中で、今まで日本があったような自虐史観ですね。ここまであった中で、その自虐史観がねじ曲げてきたところもあったと思うんです。

もう1つは、今回、国連が警告を発するに至ったのは、橋本市長が言う前に、新大久保ですかね。あそこのロックのグループが、従軍慰安婦を罵倒する歌をつくって、それをまた慰安婦に突きつけた。そこから、怒りが発したということなんですけれども、やはり相反するものがこの中にある

と。これは教育を徹底したってそれはあるとは思うんですけども、ぜひともその子どもたちが自分たちでその考える中で誇りを持って生きていけるようなふうにある程度見守ってやってほしいと思いますので、要望いたしまして終わります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で兼山悌孝君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分を予定いたします。

（午後 2時15分）

○議長（清水敏夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時28分）

◇ 古 川 文 雄 君

○議長（清水敏夫君） 10番 古川文雄君の質問を許可いたします。

10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 失礼をいたします。議長さんより発言のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

なお、3点を、質問を出しておりましたけれども、そのうちの1点でございます公務員給与の引き下げの国の要請についてでございますけれども、本日の新聞でも御存じのように、全国の半数の市町村が実施というような記事も載っておりましたけれども、郡上市におかれましては、ちょうどこの一般質問の提出日でございますけれども、その日に郡上市としましては、引き下げをしないという旨を全員協議会にも報告があり、報道機関にも報告をされたところでございます。せっかくそんなふうで発表されましたこととあわせまして、若干交付税関係への影響等がありますけれども、せっかく報告されましたということで、交付税関係についてはここで確認をしたいというふうに思っております。本日はこの件につきましては取り下げをさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。2点につきまして質問させていただきます。時間は十分ございますので、答弁のほう、どうかよろしく願い申し上げます。

それでは、最初に、1点目でございますけれども、積翠園の現状と今後の方向についてでございます。

奥濃飛白山観光開発株式会社が、昭和39年に郡上7町村と、荘川、白川村の出資によりまして設立されまして、その後、長年にわたり岐阜乗合バス株式会社、岐阜バスを中心に管理運営が行われてきて、郡上のコンベンションホール施設として、郡上の発展とともに運営をされてきました。

3年前だったというふうに思いますけれども、岐阜バスが撤退することとなりまして、その後、市内のコンベンションホール機能として、郡上には数少ない施設として守っていこうということで、

市内の活性化協議会の皆様方を中心に格別の御尽力をいただいているところであります。私も同じ気持ちで応援してきたところがございます。

しかし、近年の経済、景気の低迷等、厳しい環境の中で苦慮されているとお聞きしております。そんな中で、会社の全体株数、出資比率状況と民間所有と郡上市の持ち株状況と近年、いわゆる岐阜バス時と現在の経営収支状況はいかがでしょうか。

また、昨年来、議会におきましては、具体的な協議、検討、正式発表はなされておられませんけれども、聞くところによりますと、市長さんが副市長に社長就任を承認されたようであり、あわせて春の人事異動では、特命担当部長を命じられております。

近年、郡上市の方針としまして、基本的には民営化、指定管理路線を推進される中、あわせて持ち株の少ない郡上市として、このたびいつどのような経過により、どのような目的でもって社長に就任されたのか。また、特命担当部長の積翠園担当についても、具体的な説明がない状況にありますが、いかがが任務を指示されているのか、お尋ねをいたします。

当施設は、過去に旧7町村が願いを持って出資された施設であり、管理運営について心配をしておりますので、今後議会において現状説明、方向性について協議、検討していただいたほうが望ましいと思います。

また、副市長が社長になられたことによりまして、民間の同じような飲食、宿泊関係者からも市が関与をする場合、民間業者との競合等、市民から意見も寄せられておりますが、どのようにお考えでしょうか。

私としましては、積翠園のようなコンベンション機能のある施設は必要というふうに思っておりますし、応援すべきであるというふうに思っております。

あわせて施設の方向性も早期に検討すべきであるというふうに思います。

しかし、経営が厳しい等によりまして、市の幹部が社長になられた場合、ほかのいくつもの第三セクター等の類似施設が郡上にあります、それらの関係施設関連をとっても心配される方々がありますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

1点目の質問、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思ひます。

奥濃飛白山観光開発株式会社、ここが今このお城山の麓の積翠園を経営いたしているわけがございます。この積翠園の経営につきましては、ただいまもお話ございましたように、平成22年に大株主であります岐阜乗合バス株式会社のほうから撤退をしたいと――年度中に、平成22年度中に撤退をしたい旨の申し入れがございました。

実は、私が市長に就任をした平成20年ごろもできたらこの積翠園の経営から手を引きたいという意向がちらっともたらされたこともございましたが、ちょうどそのころは、平成20年、まさに東海北陸自動車道が全通をすると。それを間近に控えた時期でもございました。これから郡上市のいろんな意味で観光振興ということも図られていく中で、やはり踏みとどまって経営をしてほしいということを当時名鉄岐阜バス関係者に私は就任早々でしたけれども、申し上げたこともございました。そのときはそんなような話で済んだんですが、平成22年にいわばこの年度内において岐阜バスとしては撤退をしたいと、こういうお話がございました。

これは、大変であるというふうに私は感じたわけです。今もお話がございましたように、積翠園は、宿泊機能としては、それほど大きなものでございませぬ。宿泊室は8室持つてるのみでございませぬし、そういうことですが、御承知のように、あれだけの部屋を持っていて、郡上市で行われるいろんな重要な会議、あるいは各種の祝賀会、いろんなものが、いわゆるコンベンション機能として大きな役割を果たしているという中で、これはやはりなくすることはできないというふうに思いましたので、当時、そういうお話をいただいてから、この郡上市内のいろんな商工会、あるいは八幡観光協会、あるいは旅館業組合、それから、先ほどお話のございました郡上地域活性化協議会、あるいは八幡の産業振興公社、こういったところに何とか前後策が講じられないかというお話を申し上げました。

そういう中で、幸いにして、郡上地域活性化協議会の皆様方が、これはやはり維持をしていくべきものであるという中で、特にその中心になっていろいろ汗をかいていただいた八幡信用金庫のほうでもいろいろ汗をかいていただきましたが、地域活性化協議会のメンバーの人たちが、これは、一肌脱ごうというような形になりまして、平成23年の4月からそういう形で、その際に、相当の増資もいたしまして、地域活性化協議会の主要メンバーが経営人に座り、そして、その岐阜乗合の持っていた株式につきましては、新しいその会社の自社株として残していただくというような形でいろいろ処理をしながら、新経営人のもとに発足をされたのが平成23年の4月からでございました。

そういうことで再スタートを切ったわけでございますが、その平成23年の春は、御承知のように、東日本大震災が起きた年でございます。いろんな意味で国内の需要が、特に観光の需要等が収縮する中で苦勞をさせていただいたというふうに思っております。

そういうことで、新しい地域活性化協議会の主要メンバーの方々が経営陣に座り、もちろん私は引き続き郡上市、出資をしているという立場で取締役という立場は継続をいたしておりました。

そういう中で、いろんな経営努力をしていただいたわけでございますが、活路を開く一つの方法として、NEXCO中日本ともいろんな連携をしながら、高速道路を使って郡上へ入り込んで来られる方々の誘客というようなことも含めて、そういう連携も深める中で経営を改善していけないだ

ろうかということで、今もそういった模索は続いているところでございます。

そういう中で、ことしに入ってからだと思いますけれども、この積翠園というのは、郡上市ももちろん株式を旧町村時代から引き継いで保有をしている公的な要素の入った団体であるので、そういう意味でぜひこれからの、例えばNE X C Oなんかとの連携を深めていくという観点からも、そういった積翠園の公的な性格というような第三セクター的な性格というようなものもやはりきちっと出して経営改善に向かっていきたいと。

そのためには、当初は、株主であり取締役をやっております私に対して社長に就任してもらえないかというような話もございました。いろいろとそういった要請を勘案し、副市長ともいろいろ相談をいたしましたけれども、むしろ私が取締役の今そのままの立場を継続して取締役社長というような立場になるよりも、副市長がこれまでの明宝村におけるいろんな各種の第三セクターの立ち上げ、あるいは経営というようなもの、あるいは新市になってからの副市長になってからも、市の関連する第三セクター等については、いろんな立場で経営の改善にかかわってきてくれておりました。

そういう意味では、私が取締役になって、そういう立場になるよりは、はるかに実質的に経営改善に役立つであろうという判断を私はいたしまして、副市長ともよく相談をしたわけでございますが、この4月になりまして、私としては郡上市を代表する立場として、私が取締役を退いて、かわりに副市長を取締役として市としては出したいというふうにとり締役会でお話をし、了承を得ましたので、その後、4月になってから開かれた株主総会において私が退き、副市長が郡上市を代表する立場を取締役に選任を株主総会においてされました。その後、引き続いて行われた取締役会において代表取締役社長に、副市長に就任をしてもらったと、こういう形、経緯でございます。

また、この積翠園の経営は、今本当に本腰を入れて経営改善に向かっていかなければならないというふうな状況にあるというふうに私は思っておりましたので、単に副市長に社長に就任してもらうだけでなく、側面的な株式を所有してる市としての立場、それから、積翠園のそうした単なる宿泊施設とか、そういうものではなくて、郡上にとっては、非常に大事なコンベンション施設であるという立場から、その経営改善をやはりサポートしていく立場としてこの4月に商工観光部付部長として水野さんを担当の部長にいたしました。

ただ、これは積翠園のそうしたサポート専任ということではございません。彼は御承知のように、いろんな立場でこうした事業経営的なことに対する能力、才能、資質というものは非常に高うございますので、いわゆる大和総合開発の指導、それから、今の積翠園、あるいは今やはりこれも経営改善が非常に大切な長良川鉄道、そうしたものの経営改善、こうした主として3つのミッションを彼に与えて、そうした意味で市の立場からいろんな形で経営改善のサポートをするようにと、こういうふうな辞令を出したところでございます。今、そういうことで、何とか経営改善を進めようということで懸命に努力をしてもらっているところでございます。

それから、こういう形になった経緯の中で、経営状況等についてはどうかと、こういうことでございますけれども、これにつきましては、ここ近年、年度によって少し違いますが、営業損失が1,400万円ぐらいから各年度1,100万円ぐらいずっと出ておまして、平成24年度は、少しさらに厳しい状況であるように私は聞いておるところでございます。これを何とかし、立て直していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、御質問のございました株式等の関係でございますけれども、先ほどお話がございましたように、この会社は奥濃飛白山観光開発株式会社と、その名の示すとおりでございます、この郡上、それから、荘川、白川と、白山山麓のいろんな開発ということで、当初は、ひるがの高原スキー場の開発、運営等が主たる業務でございました。こういうものに付随しながら、八幡におけるそうした宿泊、コンベンション機能の施設もあわせてという中で経営をするように至っておりますし、一時期は明宝高原スキー場のレストラン部門等も持ってやっておったところでございます。

そういう形でございましたので、当時は名鉄、あるいは岐阜乗合というふうに移っていきましたが、そういうこの系統の株式の保有とともに、若干個人もございましたが、当時、荘川村、白川村、そして、郡上の関係町村ということで、株式を持っていたわけでございます、現在のところ、先ほど申し上げました新しい地域活性化協議会のメンバーが加わって、若干の増収をした結果の株式で申し上げますと、現在の株式の総数は19万2,244株、資本金にして9,612万2,000円でございます。

その中で、先ほど申し上げましたように、郡上市は郡上市関係の町村の株式を引き継いできた結果、現在、郡上市が保有している株式は7,756株、資本金にして387万8,000円ということでございます。比率にして4%ということでございます。

この株式の保有率については4%ということでございますが、先ほどからたびたび申し上げておりますように、この積翠園の果たしている機能というものは、非常に私は公的なものがあるというふうに思っております。もしこれがなければ、今現在、郡上市で行われているさまざまな会議や祝賀式典やいろんなものができなくなるおそれがありますので、この火を消さないでいかなければいけないというふうに思って、先ほどのような判断をいたしたところでございます。

合併以来、最初のころは当然そういうことで名鉄、岐阜乗合関係の方々社長をしておられまして、私が就任してからもそうした形で社長を名鉄、岐阜乗合関係の人材が社長に当たっておられましたけれども、先ほどの地域活性化協議会が乗り出していただいておりますからは、地域活性化協議会の主要メンバーである郡上市の建設業協会の幹部の方々も新たに取締役に加わられたり、そのほか若干の郡上市の商工会であるとか、漁業協同組合であるとか、観光連盟であるとか、そうした団体の方々もいろんな役員に加わっていただいているというようなことでございます。

いずれにいたしましても、こういう形でできておりますけれども、こういう形で副市長が社長に就任をしたということで、いろいろな受けとめ方はあろうかと思っておりますけれども、私どもも保有株は少

ないけれども、やっぱりしっかり受けとめて、この積翠園の存続維持、立て直しに向かっていかなければいけないという強い決意でおります。

その競合云々ということがございます。それは確かに宿泊業を営んでおり、あるいは宴会等も引き受けておりますので、いろんな意味で競合するということはあろうかと思えますけれども、大局的な観点から見て、私は例えば、郡上市は今外国からもたくさんお客さんが来ておられます。もう少し宿泊機能があれば、もっと宿泊客も多くなるというような時代の中で、宿泊についても、現在持っているこの8室程度の宿泊というものは決して郡上市内の民業のそうした宿泊業を著しく圧迫するものではないというふうに思っております。

また、宴会等についても、あるいは祝賀会とか、いろんなものもございます。そういうものも確かにほかのところでもっとやってほしいとかいう声がないではないようにお聞きはいたしておりますが、あそこでやれば、必ず次の二次会というような形でまた市内の飲食業にも影響を及ぼすというようなこともあり、私は総体的に見て、積翠園の果たしている機能を、これを火を消さずにきちっと維持存続をさせていくことが非常に大切であるというふうに思っておりますので、議会の御理解もいただきたいと思えますし、また、市内のいろんな関係の方々の御理解もいただきたいというふうに思えます。

(10番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 細部にわたりまして御答弁いただきました。

特に、今、先ほど来、言われております私も同じ気持ちでございますけれども、積翠園そのものやっぱりコンベンション機能を持つ重要な数少ない施設ということで、本当に重要だと思っておりますし、私たちもさらに応援させていただきたいなと思っております。

今、市長さん、言われましたように、早期にいい方向、経営改善含めて、いい方向を見つけ出していただきたいなというふうに思えますし、今、御答弁いただきましたけれども、民間関係の企業も含めまして御配慮いただいきたいなということをお願い申し上げたいと思えます。

また、積翠園のみならず、御存じのように、郡上市におきましては多くの第三セクターがございまして、農林業を初め、産業振興、また、雇用面に大きくこの三セクというのが貢献をしておるわけでございます。今後とも市の産業、観光振興、雇用面、特に若い方々の雇用の場も非常に期待も大だと思っておりますので、その辺につきましても、大いに御配慮いただいきたいなということも思っておりますし、大きな期待がございまして。

また、せっかく今、先ほど来、お話でございますように、経験抱負な優秀な特命担当部長を配置いただいておりますので、ぜひとも積翠園のみならず、郡上市内の全体の第三セクターのさらなる指導と御支援を賜り、郡上の活性化に結びつけて、ぜひともいただくことを御期待申し上げまして、

1点目の質問を終わらせていただきますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、2点目の質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

2つ目は、住宅施策の充実でございます。

郡上市誕生から10年目を迎えて、市の人口も平成16年3月の合併時には4万9,883人というのが合併時でございました。ことしの4月1日には4万5,407人と、丸9年で4,476人減少している状況にあります。

今春でございましたけれども、厚生労働省所管の人口問題研究所の推計によりますと、地域別将来人口が5年ぶりに発表されました。郡上市の人口がその発表によりますと、何と7年後の2020年には3万8,983人というようなことで、現在と比較しますと6,400人の減が推計されておりますし、17年後の2030年には3万3,643人というようなことで、何と現在と比較しますと1万1,700人の減というふうに見込まれて推計がされております。

郡上市におきましては、少子化、子育て支援対策等、各種の人口増加のための施策を行っていただいておりますけれども、まず第1に、若い方々が市内に定住しやすいような住宅施策、対策が重要であるというふうに思います。

特に、若者定住、住宅対策につきましては、以前から数回にわたり私も整備充実について御意見を申し上げているところでございます。

それらの中で、市内において公営と民間の住宅戸数の状況と、市内全域の住宅事情、需要と供給のバランスはどのような状況を把握されているのか、お尋ねをいたします。

南部地区、中でも特に美並地域では住宅が不足している状況にございまして、住宅がないために、美濃市、関市の住宅に住まれ、郡上へ通勤をされております。経済、行政面におきましても、とても残念なことであるというふうに思っております。

郡上市におきましては、郡上市誕生から丸10年目の節目を迎える今日、郡上は素晴らしい自然がありますものの、住むには厳しい生活環境の中で、住みやすく、住んでみたくなる魅力づくりとあわせて、人口増加対策の再重要施策としまして、早期に思い切った抜本的な特色ある住宅整備計画の策定方向と、公営住宅を初め民間パワーとも連携した住宅整備、若い世代の方々が定住しやすいようなハード、ソフト両面の施策対策の充実、見直しが急務と思われませんが、いかがでしょうか。

住宅人口増加政策の中で、民間新築アパート等における固定資産税の優遇施策が市内関係者から強く望まれております。例えば、お隣の美濃市におきましては、数年前から若者定住人口増加施策等の中で固定資産税の優遇施策に取り組み、民間住宅において成果が出ているというふうに聞いております。今後、郡上市においてもぜひとも取り組んでいただきたいが、いかがでしょうか。

一方、住宅対策の一つとしまして、教職員住宅が整備され、本来ならば遠距離から市内の学校に勤務されるときに、学校の危機管理上からも教職員住宅が整備され、入居されるべきであるという

ふうに思いますけれども、近年ややもしますと、道路交通も大変整備されたことにもよると思えますけれども、遠距離から通勤されている方々がふえてきているのじゃないかなというふうに思われます。

教職員住宅戸数と入居利用状況はいかがでしょうか。各地区ごとにわかればありがたいと思っています。

あわせて、今後の有効活用を図る上での方向性はいかがでしょうか。お尋ねをいたします。2点目、どうかよろしく願い申し上げます。

○議長（清水敏夫君） それでは、答弁を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今、古川議員さんからの民間と公営住宅、郡上市全体のどのように把握しとるかという御質問ですけれども、まず、公営住宅、市が管理しております住宅ですけれども、これ6月現在でございます。世帯用、単身用合わせてちょっと数字を述べさせていただきますけれども、八幡地区では221、このうち10戸があいております。大和地域におきましては96戸で、あきが2、白鳥町におきましては181戸のあきが10、高鷲地域におきましては36戸のあきが3、美並地区におきましては34戸のあきが3、明宝地区につきましては10戸のあきが2、和良地区におきましては22戸のあきが6という状況で、郡上市では現在600戸のうち36があいております、入居率としましては94%という状況でございます。

次に、雇用促進住宅でございますけれども、ここにつきましては八幡町の稲成と白鳥の那留地区にありますけれども、八幡で80戸、うち17戸があいております。白鳥の那留雇用促進につきましては、30戸ありまして、うち13戸があいております。全体で120世帯のあきが30という状況でございます。

次に、民間アパートの件に関しまして、おおよその数字になろうかと思えますけれども、市内の不動産関係者等々の方から聞き取りした中での把握数値と思っておりますけれども、これはアパートと貸し家と両方分けておりますけれども、アパートにつきましては、八幡が301、その次に貸し家が15でございます。

それから、大和につきましては、アパートが64、貸し家が18、白鳥につきましては、アパートが257でございます。それから、貸し家につきましては40ぐらいあるというふうに伺っておりますし、高鷲につきましては、アパートはございませんけれども、貸し家ということで10戸から20戸という数値を伺っております。

美並につきましても、貸し家につきましては5軒から10軒あるんじゃないかということを知っております。

これで民間の戸数としましては、アパートで622戸、それから、貸し家等でおおむね108ぐらいあ

るんでなかろうかということを知っておりまして、全体で民間の数としましては730戸、そのうち
で空き数が129という数字を把握しております。

それで、議員言われますように、郡上市全体としましては、今、全部含めると、1,450世帯の
中の空きが195になりまして、入居率としましては86.5%というふうに把握をしております。市全
体としましては、この数値から見させてもらいまして、何とか需要と供給のバランスは保たれて
おるんじゃないかというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ただいま建設部長のほうから市の住宅事情について申し上げたとおりでござ
います。

この数字からわかりますように、住宅の需給ということ、あるいは困窮者に対する住宅の供給と
いうことからすれば、今、郡上市として公営住宅を、増加をさせなければならないという状況には
ないというふうに思っておりますが、私も実は、この郡上の人口政策という意味から、住宅という
ものをどういうふうな政策ツールとして使ったらいいのかということは常々悩んでいるところでご
ざいます。

特に不思議に思いますのは、やはり美並町という地域は、関市や美濃市や岐阜市へ通勤するのにも
非常にいいわけですので、一番条件のいいところであって、したがって、美並の若い人たちも出
ていなくてもそうした通勤、通学等ができる地域である。逆に言うと、関や美濃市の方々も条件
がよければ、そういうところへ移り住んでもということ、そういう地域であるはずなのに、例
えば、先ほども御紹介しましたように、郡上市の持っている公営住宅は依然としてずっと3戸埋まら
ないままになっているというようなことで、美並の、特に地域の方々が外に行かれるというのは、
住宅がないから外に行かれるのか、それ以外の魅力を求めて外へ行き、なおかつ美並へ通勤をして
来られるというような現象があるのかといったようなことについて、少し検証をしないと、この南
部地域にいろんな政策住宅というものを建てて、そのことによって若い人たちを引き寄せられるか
どうかという問題については、なおよく検討しなければいけないというふうに思っております。

それから、そういう固定資産税の問題についても、既に税法上の2分の1の、3年間2分の1と
いうような住宅については減免措置があったりいたします。美濃市が大変成果を上げておられると
いうことですので、その点についても十分勉強しながら総合的に、そういう若い人たちの増加対策
としての政策的な意味合いを持った住宅対策というのは、今後よく検討をしてみたいというふ
うに思います。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、教職員住宅の入居状況についてお答えをします。

6月13日現在の数でお答えをしたいと思っておりますけれども、戸数は97戸で、そのうち62戸に入居者

がございます。ですから、入居率は63.9%という数字になっております。当然ですが、利用者は遠隔地から職についている者がほとんどでございます。

今後の方向ですけれども、入居率が低いということは、ある意味で教職員住宅そのものが昭和50年代に建設されたものが大半ですので、古いということが一つの理由になっています。したがって、校舎等の耐震に係る事業が終えた後に改修等を計画的に進めていきたいというふうに考えておりますし、また仮に、一般住宅に転用するという場合は、これは、隣接したその地域に勤める教職員のその住宅の確保というのが確実にできるのであれば、転用ということも今後は検討ができるというふうに思っております。

(10番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） それぞれ細部にわたりまして御答弁をいただきました。

特に、忙しい中、調査いただきまして、入居率が86.5%ということでありありがとうございました。

そんな中で、特に、確かにこういうことなのでしょうけれども、ほんなら果たして南部地区の方が例えば、白鳥とか大和に入ってるから行かれるかということ、そうじゃないというのが現状でございますことと、もう一つには、市長さん言われたように、やっぱり、美濃、関行かれるのが果たして住宅がないばかりやろうかというそこらも確かに環境的にも経済面、商店舗関係も充実しておることは事実でございますので、そこらもひっくるめた住宅政策を打っていただかないと、ますますその格差が出てきますので、それも十分あると思いますが、やっぱりこの郡上なりにつくっていただいて、何とかその魅力をつけていただいて、やっぱり住んでいただくこともますます少子化なり高齢化進みますので、ぜひともそういうのはありますが、それに負けんような郡上市の魅力ある住宅ばかりじゃなくって、購買、また全ての面で環境整備もしていただくことが重要だというふうに思っておりますし、検証は当然していただいて結構ですが、不足してることも事実でございますので、何とか今10年の建設計画がここで終わろうとしまして、これからの5年の建設計画がこれが今検討されていくと思いますが、ぜひともその辺も十分検討されていく中で組み入れていただくとありがたいなというふうに思っておりますので、どうかよろしく願い申し上げますし、今、教育長さんのほうからも柔軟な御答弁いただきましたので、やっぱり貴重な住宅でございますし、大いに魅力ある住宅政策によって若者定住と人口増につながぐことを御期待申し上げまして質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で古川文雄君の質問を終了いたします。

◇ 渡 辺 友 三 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、15番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） それでは、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きくは2点でございますが、1点目の水環境の改善に向けての考えはということでございます。皆さん方、大変お疲れでしょうけれども、少しだけおつき合いのほどをお願いしたいと思います。水環境ということで、先ほども火災時での消防水利ということでいろいろと御意見等出ておりましたけれども、そこで一番心配しましたのは、吉田川があるから大丈夫だというようなお考えを本当に持ってみえたら、これは大きな間違いであって、吉田川から直接消防車が入って取れるところなんていうものはないわけでありまして、実際そこ行くには、可搬ポンプなりなんなりで行って、それこそ中継というような格好になりますが、吉田川水系の島谷用水からの給水ということで、そちらのほうであろうというふうに理解だけはさせていただきましたけれども、本当にこの水という問題は、合併前から特にこの南町といいますか、東部そして西部地域への用水路の水量の確保ということで、本当に皆さん方心配してみえまして、第2島谷用水などといういろいろ構想も以前の八幡町議会ではありまして、多くの先輩議員もこれを取り上げられました。

そして、合併時の新市建設計画の中にもこれは含まれて記載されておりまして、25年か26年にはその計画に向けて動き出すというような、本当にあの当時は夢を見ておったところでございますが、その後、合併後に特例交付金の1,000億円から700、600、どんだけというふうになる時点でいとも簡単に何の話もないようなところで今では消え去ってしまっておりますけれども、こんなところから、今いろいろこうやって計画も消えておるんですけれども、当時と全く変わらない、逆に言えば、なおさら水不足ということが市街地では大きな問題として取り上げられておるのは間違いないところでございまして、当時、小野用水から取るかとか、市島用水からどうやろう。それを田尻用水へつないできて、この庁舎の前のバイパスを流して赤谷、そして、島谷、乙姫、そして、武洞洞等々への水の送水をしようというようなことでいろいろと、まず、正式な図面ではないんですけども、話し合いがなされておったのも間違いないところでございます。

そんなわけで、今ここを流れております先ほども言いました乙姫、そして、赤谷、ここのすぐそばにあります赤谷、そして、下にあります武洞洞等も、以前はこの赤谷においても、秋の農作物の収穫時期では大根を洗ったり、白菜を洗ったりと、そういう漬物のそういう皆さんここで洗われたというような歴史もあるところでございますが、今、当時と比べて本当に激減しまして、ほとんど渴水しておるような状況でもありますが、その原因は、いろいろと砂防堰堤ができたとか、山の水路がなくなったとか、また山の反対側での開発が進んだ、また黒い塩ビのビニールでとるのがその原因であろうと、いろんなことで言われておるんですが、実際この水路というものを、冬の時期になりますと、年寄りはその家の前の側溝へ雪を入れての融雪、それから火災発生時には、先ほど

も出ておりましたけれども、防火用の水利として、また夏の打ち水用の水、そんなことで、本当にいろいろと地域の住民生活に密着した、直結した生活用水でもございましたが、今こうして第2島谷用水の計画もないようなとき、そして水の需要だけ高まっておるような状況の中で、今後の水環境について、市としてはどのようにお考えかお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君の質問に答弁を求めます。

総務部付部長 武藤隆晴君。

○総務部付部長（武藤隆晴君） 渡辺議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

今ほどお話のあった第2島谷用水でございますけれども、合併前の八幡町の時代から延々と議論をされてきました。これにつきましては、今お話のように、南町の地区の中で島谷用水が川沿いに流れておりますけれども、これにカバーされないエリア、この部分の消火活動、そして自分のうちの前を水路が通ってないエリアでの遊水というようなことのために、島谷用水にかわる水を一番山側のこのバイパス沿い、国道256号線沿いの道路敷内に大きな水路をつくって、そこから流そうというような構想でございました。

これにつきましては、当時の八幡町、そして合併してからの郡上市の中でも建設計画にも上がっておりますので、いろんな検討がされてきました。そんな中で、まず一つは、取水のどこから水をとるかという議論が一番大きな問題でございました。その水につきましては、先ほど渡辺議員からお話にありましたように、田尻の用水、そして犬啼谷から取水しとる犬啼用水、また川向かいの小野用水につきましては、八幡神社のところでたくさん水を吉田川に落としておるということで、これを拾って、もう一つ水管橋をかけてつくろうというような構想もありました。また、島谷用水から、さらにポンプアップでこのバイパスまで上げてというような計画もありましたけれども、基本的に取水の問題が非常に大きなことがありました。

もう一つは、市街地の中に、家の前まで水を通そうという計画もあわせてありましたけれども、この市街地の側溝につきましては、既設側溝、降雨時のときの排水という機能がありまして、これにさらに大きな水を流しておると、降雨時にあふれるということで、市街地の中の水路網自体も十分検討する必要があるというようなことで、早急な対応が非常に難しいんじゃないかということで、今回、建設計画から消えておるという状況に至っております。

しかし、渡辺議員言われますように、市街地の中の水の要求というのは、私どものほうへは、年に1回の自治会要望、そして各地域からの要望からしましても、いっぱい引き続きずっと来ております。こうしたことに対して、今後どういうふうに考えていくかということでございますけれども、大きな水を一遍に引くという種類のことは非常に難しい部分もありますけれども、地域によっては、消火のためであれば、防火水槽とか、消火栓とか、避難路とか、いろんな種類の対応が可能になっ

てきます。

また、融雪につきましては、川へ落とす分もありますけども、地区内に堆雪の場所を用意するか、いろんなことの要望をそれぞれ整理しながら、それに向けた対応が必要かなど。

もう一つは、家の前の環境面での水につきましても、そんな大きな水じゃなくて、少ない水でもいいという部分で上げることも可能かなど。そうしたことで、地区ごとにいろんな形で検討していくのが、これからの方向としては大事なかなというふうに思ってますので、よろしくをお願いします。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 先日の市民セミナー、水の市民セミナーが行われた記事が新聞に載ってありましたけれども、そこで、記事の中で発言が、以前ほど利用されていないのが現状であるというようなコメントの記事が載ってございましたけれど、その前の部分もあるんですが、実際豊富な水が奥の上のほうにありながら、以前ほど利用されていないのが現状であるということが載ってございましたけれども、実際には下のほうで、下流のほうで洗い場も撤去されたりというような状況が出てきております。それはなぜかということ、それだけ洗濯したりなんかできるような水の量がなくなったということが現実問題でありまして、地域の人は全てそれを使いたいという思いは間違いないということでございますので、その辺だけもう少しよく見ていただきたいなというふうに思っております。

それから、具体的に二とこの名前を出してお聞きするんですけれども、先ほど来申しておりますように、乙姫川へは島谷用水からポンプを使ってポンプアップして水を上げる設備がございます。そして、八小の校庭の横にも以前は下水道が完備されておらないということで側溝に、側溝というか、町内についたほうに側溝があって、そこは水が流れるようになっておりますが、その八小のポンプの動力については、学校が払うのか、自治会が払うのか、そして当時の役場が払うか、とって一度、こんなようなことが議論されたことがございますけれども、現在、その2カ所のポンプについてどのような状況になっておるのかお知らせいただきたいと思えます。

○議長（清水敏夫君） 総務部付部長 武藤隆晴君。

○総務部付部長（武藤隆晴君） 今御質問があった乙姫川と八幡小学校の裏のところの水を上げるポンプですけども、乙姫側のほうにつきましては、乙姫川環境整備事業ということで、吉田川から乙姫谷手前のバイパスの少し上のところまで、乙姫川の橋とか、水路とかを整備したときに、あわせて乙姫川の水が冬場濁水するというので、そういうことを補うために、島谷用水の落ち水をポンプアップして途中まで上げて、そして冬場水を流すという装置をこの当時つくらせていただきました。

乙姫川につきましては、その当時、計画自体も協議会つくって計画させていただいておりますし、

その後、世話人会という形で、沿線の自治会の中で、こういうことを、メンテナンス的なことを管理してくださいというお話しておりますけども、物自体が壊れたり、電気料とかいう部分については、行政のほうで対応するというような維持管理体制をとらせていただきました。

現在につきましては、このポンプにつきましては、そんなに稼働はしておらないわけですが、年間電気料として定額で6,500円ほどの費用を電気代として払わせていただいております。

また、八幡小学校裏のポンプにつきましては、これも小学校に隣接しておる市道の整備の際に、地区の要望もありまして、非常にその当時下水もなかったものですから、雑排水入って側溝がにおいが、悪臭がひどいと。これを希釈するために水を流してほしいということを、要請を受けて、ポンプアップで水を流すような施設をつくらせていただきました。

その後、下水も順番に普及してきておりますし、悪臭の話もそれだけないということありまして、もう一つは、そのポンプが常時水を上げるということですので、非常に故障もいっぱいしております。その後、八幡小学校のプールをつくる際に、側溝自体をある一部埋めることがありましたので、その際にそのポンプは撤去されておりますので、今維持管理等々の費用とかは発生してないというのが現状でございます。

以上です。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 乙姫川については、冬の間の渇水時にということですが、あそこについても、今の時期でも渇水といいますか、かなり減水をしておりまして、あの水というのは、それこそ今の立町の向かい側あたり、ずっと立町を下って願連寺というお寺の前を行って、それが新栄町、榊形を通過して、その乙姫用水というので市街地南部を行っておると。

それで、あそこで水量を、ちょうど日置写真館という写真屋さんあるんですけど、そこでふやしてやらんことには、なかなか下流部まで行かないというような現状ですので、できることなら、今あるポンプを上まで持って上がって、これから電気代のかからん方法をお教えしますので、それを取り入れていただいて、年中水が流せたらというふうに思っておりますけれども。

次の質問なんですが、河川・谷川・用水等の取水に関しては許可が要すると思うがというようなことで、動力を必要としない水圧のみで動かす水撃ポンプまたは水槌ポンプというような言い方されておるんですけども、こういうものを活用して生活水のまた環境浄化に取り組んだらどうかということでございます。

これ実際にこういうことを考案されたには、1780年から1800年というようなことで、200年前のことを今から取り上げようということございまして、実際に今現在、八幡の亀尾島で一人の方がこれをやってみえて、給水口から今このポンプ設置してありますとこまでの高さが大体1メー

ター20ぐらいの差があるだけで、その水圧だけで10メートルの高さまで水が実際には上がっております。今はその水、そこまで必要ありませんので若干落としてありますけれど、それを使って常時防火水槽へ水を流し、水の浄化がされておりますけれども、いろいろとこの前も小水力発電等での水の利用ということで、水利権ですとか、取水許可等の問題、これも発生してくると思いますが、いろいろとこの給水面でのクリアは必要かと思えます。

ただ単に流水だけのその水圧を使って、ほかの動力、エンジンも回さず、電気も使わずにポンプを稼働して揚水しようという、いわゆるウオーターハンマーポンプという方式でございまして、簡単に言えば、電車、バスに立って乗って、停車かけると体は自然と前行って、その反動で、とまった反動で後ろへ行くと。そのときによどむのが、人間がどこ行くかというたら、水でしたら、それが今度はもう一つの弁をあけてそこへ上がる。その連続によって、水圧によって、空気圧との圧によって水は上がっていくということで、いろいろと研究されておる方がありまして、市長さんのほうへもこれ資料は行っておると思えますけれども。

そんなようなことで、実際これを市販で買うと随分、塩ビのパイプを使ってこうやるわけですが、今亀尾島でやってみえる方は、解体屋へ行ってガスボンベを1つもらってきて、そして柱は鉄骨の柱を切ってということで、こうやって自分でつくってやってみえるんですけれども、こういうことを今本当にやって、7年前からこれをやって、一度も故障なしに常に流れておるといふ今方式でやってみえますけれども。こんなことを、こんなことをと言ったら大変失礼なんですけれども、こういう省エネで、消防の消火タンクの中へ水を常時流してみえる、こんなところでの市民の努力そして、こういうような活用の方法というものをもっと市として取り組むべきでないかなというふうに考えるわけですが、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部付部長 武藤隆晴君。

○総務部付部長（武藤隆晴君） 渡辺議員の通告をいただきまして、私のほうも今お話のあった亀尾島のほうへ行かさせていただいて現物を見させていただきました。全く手軽な施設で、ぱっと見るだけでは理屈がわからんのやけども、低いところから高いところに水が上がると。なおかつ電気が全然使われていないという不思議な施設が亀尾島にありました。

そこをつくってみえる方にお聞きをしましたところ、本当に手入れはほとんど要らんというようなこととか、費用もほとんど少ないということで、非常にコンパクトなものですし、今ほど質問をいろいろいただきました、市街地の中のちょっとでも水が欲しいというところへの活用については有効な手段かなというふうに思っております。

あわせて、このお話を聞いてから資料も取り寄せて見てみました。そうしたところ、この地方で心配かなと思うのは、冬場の凍結によって、その圧力がぼんと強く来ますので、その管が凍って

出口が塞がると途中が管が破裂するとかいうところが指摘をされておったり、ごみが入ると詰まるかもしれない、こういうようなことが資料の中に載っておりました。

いずれにしても、こういうものがどういう場所に、どういうふうによく使えるかなということ具体的に調査をしなければならないというのが一つありますし、もう一つは、そういう施設を入れるということになりますと、その地域の方々の御了解、そしていつも目にかけていただくということが大事やと思いますので、それからの地域のところでの御理解をいただかなあかんということがありますので、今後非常に有効な手段やと思いますので、地域の方々と一緒になって研究をさせていただきたいなというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

以上です。

(15番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 渡辺友三君。

○15番(渡辺友三君) 早速行って見てきていただいて、大変ありがとうございます。実はこれ、こういう取り組みをしたらどうやと考えられた人は、ある郡上のスキー場の冬の雪をつくるために大変水道というか、それにかかるということで、こういう方法ならかからずにできるんじゃないかということで、このことを随分研究されたらしいですが、今統括言われるように、冬場、そこまで持って上がる、そのパイプの中がしみたらということで断念をされておりますけれども、今の亀尾島あたり、また、もう少し八幡あたりでも、なかなか流水に関しては凍結するというようなこともないと思いますので、その辺またよく研究もしていただきたいと思いますし。

先日も出ておりましたが、予算のときに、水のまちづくりで、八幡だけがやるんでなしに、全体で構想を持ってというお話が出ておりましたけれども、以前より、これ平成8年に当時の八幡町でつくった、水の恵みを活かすまちづくりということで、こういう冊子もできておるんですが、このころには湧水とか、そういうこと全然うたってない。それ以後にこれだけの水不足といいますか、減水の状況ができてきたということで、このころは本当にこれならという大きな夢を描いてつくられた冊子ですけども。

郡上市全体で使えるような、こんな手間というか、金もかからん、あとのエネルギーも要らん、そして管理も本当にできる、そして水の一番要るようなところにこれが対応できていくというような、全てオーケーで若干の危惧するところもあるんですが。市長、この辺で、こういうふうな省エネを兼ねた、先ほど来、再生可能なエネルギーというようなことも出ておりましたけれども、こんな取り組み、郡上市全体として、もっと幅広く考えて持っていけないものかと思いますが、市長のお考えをここで伺ひしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長(清水敏夫君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 今、水撃ポンプというものの資料をお渡しいただいたんですが、この図を見

でも、まだ私ははっきり理屈がわからないところもありますが、今お話がありましたように、他のエネルギー源、動力源が要らないものということで、何らかの形で活用できないかということは、先ほど武藤統括も申しあげましたように、一度よく勉強させていただきたいといふふうに思います。

実は私、先ほどお話ありました市民セミナーといいますか、過日、旧庁舎記念館の2階で佐々木葉先生たちがおいでになって、水の学校という形で、これまでの八幡における水関係の研究の、最後のほうでしたので、そのお話は十分お聞きできませんでしたが、そういうようなお話とか、あるいは乙姫谷をずっとさかのぼって、昔発電所のあったところまで行ってまいりました。あるいはそこをまた下りながら、民家のいろいろ水を利用しておられるところなども、めったに見せてもらえないところも見せていただきまして、いかに八幡の町で水というものが生活の中に溶け込んで使われてきたかということについては、改めて目を見開かせていただくような気がいたしました。

そういう中で、確かにいろいろ心配されてるように、水の町と言いながら、今だんだん事情が変わってきているということ、これに対して何とかしなければいけないという気持ちはよくわかりますので、今後、先ほどのいろんなハード面の問題もございましたけれども、よく研究をさせていただきたいというふうに思います。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） よろしくお願ひしたいと思います。小さな路地裏と言うと住民の方にお叱りを受けるんですけども、一步裏へ入ったところにも、小さな側溝にでも水が流れるような仕組みはしてあっても、そこへ今、もとのほうの水がないがために行っていないというのが現状でして、まだなかなか生活雑排水も入るような状況のところは、これから夏の時期になると、どうしてもにおいもまだまだ残っておるということでもありますので、もう少しよく検討していただいて、少しでもその辺も解決できればというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、もう一点目の市民生活の安心・安全と河川管理ということでございまして、これは、やるのは今でしょうの本当に今でしょうですが、長良川と吉田川の合流付近のしゅんせつ工事の必要を考えてないかというようなことでありまして、いつでも大雨が降ると、長良川と吉田川の合流地点、要するに郡上大橋と長良川鉄道の鉄橋のちょうど合流の地点ですけども、そこ何といても長良川の流れのほうが強くて、吉田川のほうがよどんでまうということで、いつでも、前回の大雨のときも、堤防よりも水面のほうが1メートルぐらい上がって見えるような状況も続くわけでありまして、常にこの大正町付近といいますか、地域の住民の方は浸水に遭い、また危険と隣り合わせのような状況の中での生活なんです。

実際、市民病院が建設されるときには、あのとき、もとの地盤より1メートルぐらい、水害のときのためにということで、1メートルぐらい上げての建設がされておるといいますけれども、こん

なこともいろいろと検討されながら建設された状況の中で、今実際あそこを見てみますと、ちょうど鉄橋、郡上橋の上の吉田川沿いは、あれ吉田川のずっと上流からの石が流れたのか何なのか、あそこへたまってまって、今は渇水時期ですのでなおさらですが、川の今3分の2ぐらいまでいっとるかと思えますけれども、大分石がたまっておりますけれども。

今度、非常にこれからこの空梅雨で、よそは渇水しとるみたいな、根尾川が2キロにわたって渇水しとるなんていうような新聞報道もありましたけれども、いつまた大雨が降るとも限りませんし、長雨や集中豪雨等々増水の被害があった場合、それを被害を未然に防ぐためにも早期のしゅんせつ工事が必要と考えておりますが、住民の安心・安全のために、これは市でやるのではなくて、県のほうへのお願いをしてやっていかならんことかと思えますけれども、お願いをするのも今でしょうということで、なるべく早い時期にこれは対処するべきかと思えますけれども、建設部長のお考えといたしますか、現状をお伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今、渡辺議員さんの吉田川と長良川の合流付近のしゅんせつに関してでございまして、今議員が言われましたように、洪水になりますと、どうしても長良川に押されて吉田川がうかばるといったようなことがございまして、ここ最近では、平成16年の23号台風のときには堤防を溢流したと、大正町側のほうへ溢流したということがございまして、避難勧告という事態に至った経緯もございまして。

ただ、合流地点から下流の合同庁舎側の大正町側につきましても、特殊堤というような形ではなくてコンクリートの壁で市道と並行していっとるわけですけれども、市街地の今の合流地点には人家も連担しとる中で、非常に洪水時には皆さん心配されるとこだと思っております。

それで、市のほうでもハザードマップ等で、この辺までは浸水しますよといったような、そういう地図もありますけれども、市民の方に気をつけてもらうことはもちろんですけれども、川につきましても、今議員の言われますように、我々としても河川の変化がないとか、土砂が堆積しとるとか、河川断面が変化しとらんのか、そういった点も常に注意しながら、もしそういったような河床が上がったりとかということが確認できれば、管理者であります土木のほうとも協議しながら、その辺の手配はとっていただくように要望はしていきますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） なるべく早いところをお願いをしたいと思いますが。それから、堤防がかなり古い、吉田川のあの堤防、あの上を皆さん歩かれておるんですけれども、ちょっと見ていただくと、

本当にぼろぼろとれるような状況もわかりますので、その辺についても同じように要望を進めていただけて、堤防が抜けるというような被害のないことだけお願いをしたいと思いますので、この点についてもよろしくお願いをしまして、若干時間ありますけれども、質問を終わらせていただきます。よろしくお願います。どうもありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、渡辺友三君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（清水敏夫君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。長時間にわたりまして御苦労さまでした。

(午後 3時44分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 山 田 忠 平

郡上市議会議員 村 瀬 弥治郎

